

会報

平成31年4月 NO.120

■2018年海外主要金融デリバティブ市場の現状	1
■個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告	36
■Financial Futuresニュース（平成31年1月～3月）	43

2018年海外主要金融デリバティブ市場の現状

－全分野で活況な市場、金利ベンチマークのデリバティブ－

1. 概況：(1) 取引所取引、(2) 店頭取引、(3) 取引所のM&A及び指数等事業の買収、(4) 電子システムのアウトソーシング、(5) 店頭デリバティブ取引規制、(6) 金利ベンチマークとそのデリバティブ、(7) 暗号資産のデリバティブ
2. 米国：(1) CMEグループ、(2) 米国のその他の先物取引所、(3) 先物業者数の推移、(4) 米国の規制
3. その他の米州：(1) カナダ、(2) ブラジル、(3) メキシコ、アルゼンチン、コロンビア
4. 欧州・アフリカ：(1) IFEU、Euronext、LSEG、LCH、(2) EUの規制、(3) 英国の規制、(4) Eurex、(5) その他の欧州・アフリカの先物取引所
5. アジア・太平洋地域：(1) インド、(2) シンガポール、(3) オーストラリア、(4) 韓国、(5) 台湾、(6) 香港、(7) 中国、(8) マレーシア、(9) その他のアジアの先物取引所

1. 概況

昨2018年の世界の83取引所（前年比3増）におけるデリバティブ市場の出来高は、前年比約3割増した株価指数、金利、通貨を始め、表2のように、大きく増加しました。農産物、エネルギー、金属等のコモディティ等（以下「農産物等」といいます。）は前年比0.9%でした。

店頭デリバティブ取引は、国際決済銀行（BIS）の残高調査によれば、図3のように、2013年以降大

きく減少した後、2016年以後急回復しています。2014～2015年の残高減には、清算機関による圧縮サービスが寄与しています（1.(2)b.及び1.(5)b.参照）。

グローバルに使用される短期金利のベンチマークとして使われてきたLIBORから質と健全性の高い代替ベンチマークへの移行がEUでは2021年末に行われることが決定されており、その準備が急がれています。

規制面では、差額契約（差金決済取引）（CFD、contract for difference）やバイナリー・オプション等の一般顧客向け店頭デリバティブ取引に新たな規制が導入されたほか、2015年1月のスイスフラン・ショックや2016年6月の英ポンド急落の市場変動について分析がなされ、対策が講じられています。

米国のドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」）は、2010年7月に制定され、同法に基づくルール策定はほぼ完了し、多くが実施に移されています。トランプ大統領は、ドッド・フランク法の大幅な見直しを行っています。

欧州EUの金融商品市場指令（MiFID II）は、2018年1月3日に施行されました。

本稿は、取引所、業界団体、規制機関等の刊行物等を基に2019年2月（一部3月）現在でまとめたものです。本稿の内容については、取引所等の刊行物等をご確認ください。出来高は、各取引所公表数値及び先物業協会（FIA）のMonthly Volume Reportsに基づきます。

本稿において2回以上使用される取引所・清算機関の略称一覧

AMEX	: American Stock Exchange	LSEDM	: London Stock Exchange Derivatives Market
APEX	: Asia Pacific Exchange	LSEG	: London Stock Exchange Group
ASX	: Australian Securities Exchange	MATba	: Mercado a Termino de Buenos Aires
BATS	: Better Alternative Trading System	MCX	: Multi Commodity Exchange
B3	: Brasil, Bolsa e Balcão	MexDer	: Mexican Derivatives Exchange
BOX	: Boston Options Exchange	MIAX	: Miami International Securities Exchange
BRVM	: Bourse Regionale des Valeurs Mobilieres	MOEX	: Moscow Exchange
BSE	: Budapest Stock Exchange	MSEI	: Metropolitan-Stock Exchange
BSE	: Bombay Stock Exchange	NADEX	: North American Derivatives Exchange
CBOE	: Chicago Board Options Exchange	NCDEX	: National Commodity and Derivatives Exchange
CBOT	: Chicago Board of Trade	NSE	: National Stock Exchange of India
CFE	: CBOE Futures Exchange	NYMEX	: New York Mercantile Exchange
CME	: Chicago Mercantile Exchange	NZFOE	: New Zealand Futures & Options Exchange
CMEE	: CME Europe Limited	OCC	: Options Clearing Corporation
DBAG	: Deutsche Börse AG	PHLX	: Philadelphia Stock Exchange
HKEX	: Hong Kong Exchanges and Clearing	SEHK	: Stock Exchange of Hong Kong
ICE	: Intercontinental Exchange	SET	: Stock Exchange of Thailand
ICS	: ICE Clearing Singapore	SFE	: Sydney Futures Exchange
IFCA	: ICE Futures Canada	SGX-DT	: Singapore Exchange Derivatives Trading
IFEU	: ICE Futures Europe	SGX-ST	: Singapore Exchange Securities Trading
IFS	: ICE Futures Singapore	SIX	: Swiss Infrastructure and Exchange
IFUS	: ICE Futures US	SMX	: Singapore Mercantile Exchange
INX	: India International Exchange	TAIFEX	: Taiwan Futures Exchange
ISE	: International Securities Exchange	TFEX	: Thailand Futures Exchange
JSE	: Johannesburg Securities Exchange	TMX	: Montreal Exchange
KRX	: Korean Exchange		
LME	: London Metal Exchange		

(1) 取引所取引

a. 商品種類別出来高

2018年の世界の64先物取引所（前年64）の金融先物・オプション取引の出来高は、証券先物・オプション取引を含め、表2のように、242億5360万枚（前年比26.2%増）でした。うち、金利と通貨が前年比それぞれ29.6%、27.7%増加しました。株価指数と農産物等がそれぞれ40.2%、0.9%増加しました。オプション（農産物等を含む）が、131億3118万枚（同26.8%増）でした。

① 短期金利先物・オプション

短期金利先物・オプションは、ボラティリティの上昇により、ユーロドル先物を始め、全体として増加しました。CBOTの30日フェドファンド先物・オプションが6536万枚（同36.2%増）と、2015年に前

年比2.6倍、2016年に同64.5%急増した後も増加を続けています。このほか、2017年以降、代替金利ベンチマークSOFR及びSONIA先物が上場されており（1.(6)d.参照）、SOFRではCMEが、SONIAではCurveGlobalが最大の出来高シェアを持っています。

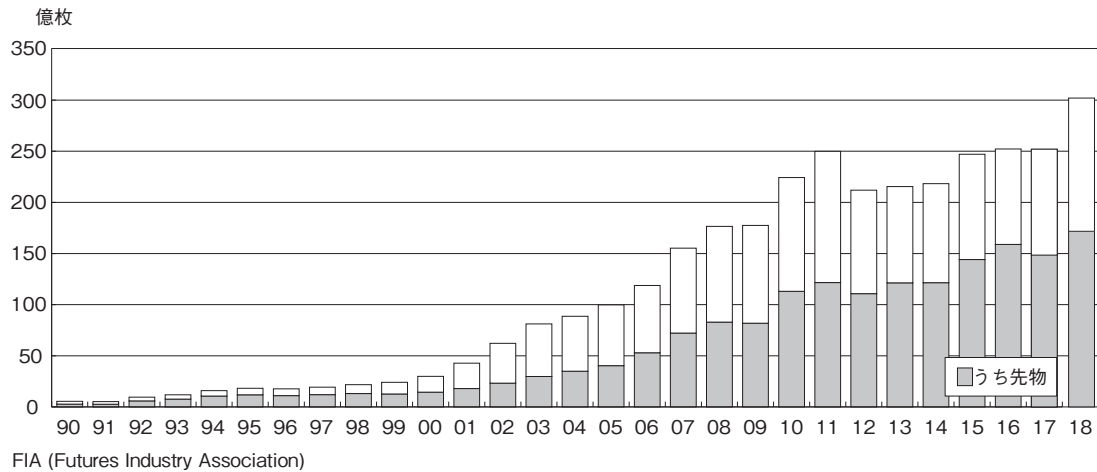
② 通貨先物・オプション

表3のように、BSE及びNSEの米ドル・ルピー先物・オプションとMOEXの米ドル・ルーブル先物の5商品だけで2018年は全世界の通貨先物・オプションの54.1%（前年57.7%）を占めています。2005年に約50%あった通貨先物・オプションにおけるCMEの世界のシェアは6.0%（同7.1%）に減少しました。

③ 新商品

Eurexは、2018年に10通貨ペアのローリング・スポット（外国為替証拠金取引）及び9通貨ペアの伝

図1 世界の取引所先物・オプション出来高（農産物等を含む）の推移



※ 1995年までの計数には個別株先物・オプションは含みません。

図2 商品種類別シェアの変化

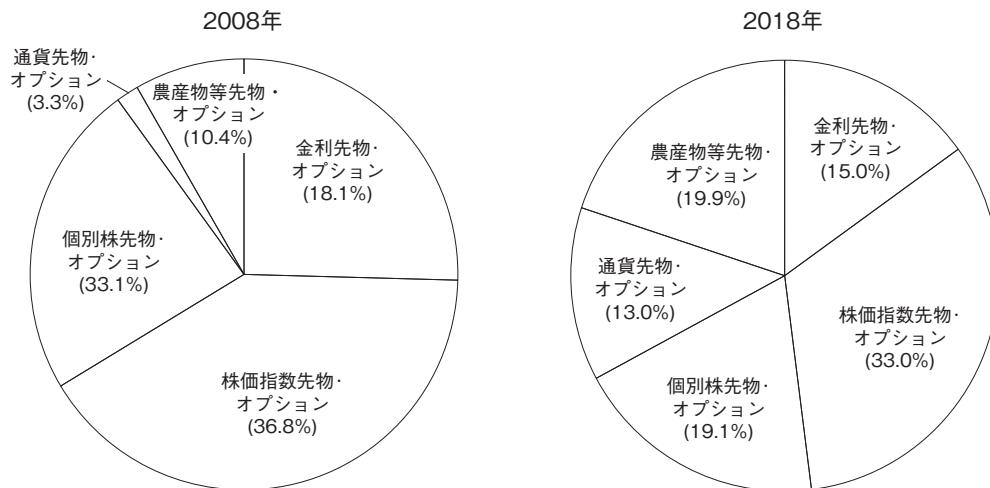
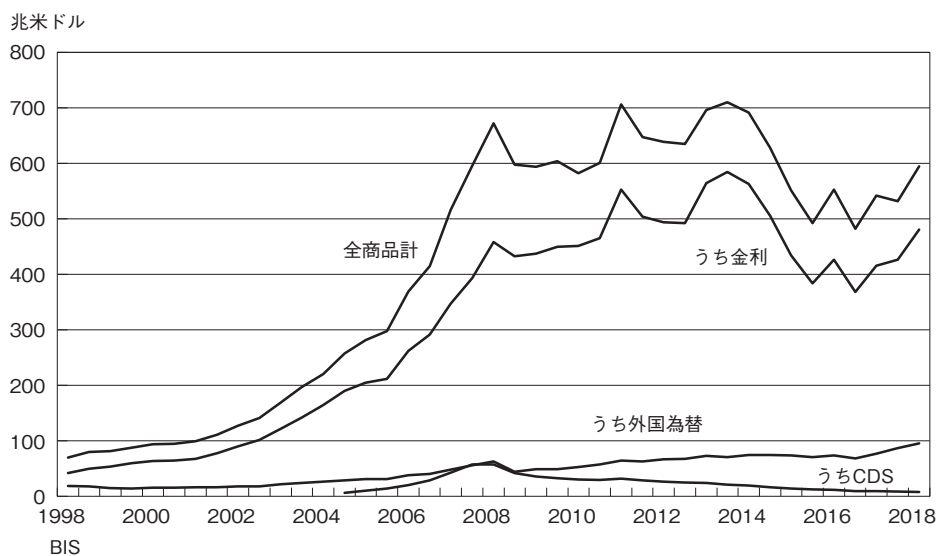


図3 店頭デリバティブ取引残高の推移



統的な先物を上場し、2018年の全通貨ペア合計の出来高はそれぞれ7,861枚、6,872枚です。

④ オプションの商品スペックの改良

店頭市場の慣行に合わせることで使い勝手を良くすること及び権利行使期間を短くすることで商品スペックの改良が行われています。権利行使期間を短くするのは、オプション・プレミアムを小さくして、オプションを買いやすくするためです。

- (i) ミッドカーブ・オプションは、オプション限月から一定期間の後の限月の先物を原商品としてプレミアムを小さくします。
- (ii) 週次オプションは、様々の先物取引所、商品種類に導入されています。オプションの期日は通常金曜日であるところ、週末越えリスクをヘッジする月曜日より、政策金利が決定されることの多い水曜日を期日とする週次オプションも取引されています。
- (iii) ASX 24のワン・セッション・オプション (5.(3) a.②参照)。
- (iv) 店頭で行われている限月や権利行使日等の取引条件を買い手と売り手が交渉して決定するフレックス・オプションもIFEU等で行われています。
- (v) CMEの取引最終日の取引終了時間の2:00 p.m.CSTから9:00 a.m.CSTへの変更 (2019年6月9日実施)。
- (vi) CMEの通貨オプション権利行使価格刻み幅の縮小：市場価格に近い行使価格は0.25刻み、OTMは0.50刻みに変更、期近ではない暦月：市場価格に近い行使価格は0.50刻み、OTMは1.00刻み (AUD/USD及びCAD/USDは2019年2月24日実施、EUR/USD、JPY/USD及びGBP/USDの実施日については近々公表予定)。
- (vii) 価格提示要請 (RFQ) 機能の実装。
- (viii) 従来のプレミアムで価格提示するPQO (premium quoted option) からボラティリティで価格提示するVQO (volatility quoted option) への変更。
- (ix) 権利行使方法をアメリカンから店頭で主流とな

っているヨーロッパ・スタイルに変更。

- (x) 上記列挙のオプションに関係するもののほか、
 - (i) ウルトラ国債、(ii) 金利スワップ先物の固定金利にMAC^{*}を採用、などがあります。

※ Market Agreed Coupon。上場時の市場金利。

b. 取引所別・商品別出来高

取引所別には、表1のようにNSEが、グループとしてはCMEグループが第1位でした。1億枚を超えている取引所 (農産物等のみを取引する取引所を除く) は、33 (前年比▲3) あります。

※ 主要取引所の主要商品の概要については、会報第120号「海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要」をご参照ください。

これらの金融・証券を取引する取引所のほか、農産物等のみを取引する取引所が19 (前年15) あり、うち2018年の出来高が1億枚を超える取引所は、中国の鄭州 (2018年出来高8億1797万枚、前年比39.6%増)、大連 (同9億8193万枚、▲10.8%)、上海 (同11億7539万枚、▲13.8%)、米国NYMEX (同8億0618万枚、2.1%増)、インドMCX (同2億3034万枚、16.0%増)、ロンドンLME (同1億8478万枚、174%増) です。

(2) 店頭取引

a. 店頭デリバティブ取引高

BISは、3年ごとに世界の金融機関等を対象に外国為替及びデリバティブ市場での取引高を調査しています (会報第112号2016年海外主要金融デリバティブ市場の現状 (以下「会報第112号2016年市場の現状」のように表示) 1.(2)a.参照)。

b. 店頭デリバティブ取引残高

- ① BISがG10等12カ国の70主要銀行を対象として半年ごとに調査する世界の店頭デリバティブ取引残高 (想定元本ベース) は、図3のように、調査

表1 年間出来高1億枚以上の取引所

(単位：枚、%)

	2017年	2018年	前年比増(減▲)
1. NSE	2,465,333,505	3,790,090,142	53.7%
2. B3	1,809,358,955	2,574,073,178	42.3%
3. CME	1,891,568,238	2,259,631,193	18.5%
① CMEグループ※1	4,088,910,016	4,844,405,611	18.5%
4. Eurex	1,675,898,310	1,951,763,081	16.5%
5. CBOT	1,408,034,354	1,778,590,729	26.3%
6. MOEX	1,584,632,965	1,500,375,257	▲ 5.3%
7. KRX	1,015,335,674	1,408,257,756	38.7%
8. CBOE	1,132,457,708	1,283,269,272	13.3%
③ CBOEグループ※2	1,810,195,197	2,050,884,142	13.3%
9. IFEU	1,166,947,836	1,276,090,376	9.4%
② ICEグループ※3	2,125,404,062	2,474,223,217	16.4%
10. BSE Bombay	608,434,204	1,022,757,747	68.1%
11. Nasdaq PHLX	641,637,538	724,170,578	10.2%
④ Nasdaqグループ※4	1,676,626,292	1,894,713,045	13.0%
12. NYSE Arca	302,568,725	460,113,644	52.1%
13. Nasdaq Options Market	340,852,645	428,650,957	25.8%
14. BATS	409,693,613	422,706,669	3.2%
15. ISE	334,888,824	402,504,406	20.2%
16. NYSE Amex	293,548,459	389,866,979	32.8%
17. 日本取引所	322,408,620	388,302,535	20.4%
18. IFUS	354,504,852	342,613,160	▲ 3.4%
19. TAIFEX	265,705,669	308,083,576	15.9%
20. HKEX	214,845,348	296,183,076	37.9%
⑤ HKEXグループ※5	372,186,941	480,956,627	29.2%
21. Borsa Istanbul	146,122,348	236,393,421	81.8%
22. ISE Gemini	191,019,945	205,043,832	7.3%
23. SGX-DT	161,808,824	203,208,700	25.6%
24. MIAX	191,153,873	200,711,418	5.0%
25. ROFEX	150,138,251	192,340,218	28.1%
26. JSE	382,944,302	190,696,069	▲ 50.2%
27. ASX 24	147,871,580	160,313,011	3.8%
⑦ ASXグループ※6	248,449,405	248,003,922	1.6%
28. C2	141,207,528	150,923,570	6.9%
29. Euronext	140,276,927	149,254,141	6.4%
30. TMX	96,267,503	112,193,082	16.5%
⑥ TMXグループ※7	183,171,887	218,987,586	19.6%
31. BOX	86,904,384	106,794,504	22.9%
32. TFEX	78,990,574	104,422,200	32.1%

※ 金融・証券先物・オプションを上場していない取引所を除き、各取引所の出来高には農産物等の非金融・証券先物・オプションを含みます。

※1 CME, CBOT, NYMEX

※2 CBOE, CFE, C2, BATS, EDGX

※3 NYSE Arca, NYSE Amex, IFUS, IFEU, IFCA, IFS

※4 Nordic, PHLX, Nasdaq Options, Nasdaq Boston, NLX, Commodities, NFX, ISE, ISE Gemini, ISE Mercury

※5 HKEX, LME

※6 ASX, ASX24

※7 TMX, BOX

表2 商品種類別の全取引所合計出来高

(単位：枚、%)

	2017 年	2018 年	前年比増（減▲）
金利先物・オプション	3,967,995,313	4,554,195,418	29.6%
通貨先物・オプション	2,984,103,494	3,928,907,250	27.7%
株価指数先物・オプション	7,515,995,962	9,982,558,028	40.2%
個別株先物・オプション	4,754,164,789	5,787,936,188	27.0%
金融・証券先物・オプション合計	19,222,259,558	24,253,596,884	26.2%
農産物、エネルギー、金属先物・オプション、その他	5,976,628,340	6,028,900,410	0.9%
総合計	25,198,887,898	30,282,497,294	20.2%

表3 年間出来高2億枚以上の商品
(+主要短期金利の先物・オプション (IFEU) 及び主要通貨の先物 (CME))

(単位：枚)

	2017年	2018年
1. ユーロドル金利（3 ヶ月）先物（CME）	639,847,185	765,208,581
2. T-Note（10年）先物（CBOT）	375,338,442	457,719,304
3. 銀行間金利（1日）先物（B3）	354,386,047	371,801,536
4. ユーロドル金利先物オプション（CME）	343,430,049	356,735,690
5. T-Note（5年）先物（CBOT）	226,441,088	287,221,081
6. EURIBOR金利（3 ヶ月）先物（IFEU）	197,286,277	226,441,372
7. 英ポンド金利（3 ヶ月）先物（IFEU）	198,845,679	216,984,337
8. Euro Bund 先物（Eurex）	195,580,025	202,027,846
1. 米ドル・ループル通貨先物（MOEX）	496,225,103	590,260,376
2. 米ドル・ルピー通貨オプション（BSE）	334,052,119	559,489,717
3. 米ドル・ルピー通貨先物（NSE）	312,477,915	537,847,778
4. 米ドル・ルピー通貨オプション（NSE）	371,600,526	484,853,286
5. 米ドル・ルピー通貨先物（BSE）	262,338,344	453,709,423
6. Mini 米ドル先物（B3）	146,458,100	266,982,975
7. 米ドル先物（ROFEX）	148,562,920	189,223,855
- ユーロFX通貨先物（CME）	56,455,834	68,785,137
- 日本円通貨先物（CME）	41,623,449	36,979,311
1. Bank Nifty指数オプション（NSE）	800,401,601	1,587,426,222
2. Bovespa Mini先物（B3）	290,827,570	706,224,217
3. KOSPI200オプション（KRX）	540,103,609	657,832,873
4. S&P CNX Nifty先物オプション（NSE）	562,315,794	622,118,790
5. E-Mini S&P500先物（CME）	365,601,616	445,119,191
6. S&P500株オプション（CBOE）	292,029,953	371,345,596
7. Euro STOXX 50先物（Eurex）	282,107,311	318,635,725
8. Euro STOXX50オプション（Eurex）	263,152,091	273,634,066
9. 日経225ミニ先物（日本取引所）	219,518,050	273,327,463

※ 商品ごとに1枚当たりの取引金額が異なるので、取引金額ベースの順位は大きく異なります。例えば、KOSPI200オプション1枚の取引金額は、約14万ドル（2012年3月9日以前は約2.3万ドル）で、ユーロドル預金（3 ヶ月）先物の約100分の14、日経225オプションの約100分の70です。NSE及びMSEIの米ドル・インドルピー先物の1枚の取引金額は1,000ドルで、CMEの通貨先物の約100分の1です。

※ 個別株先物、個別株オプション及びETFを除きます。

※ オプションにはミッドカーブ・オプション、VQO、PQO、ヨーロッパン及びアメリカンを含みます。

が開始された1998年6月末から2013年6月末の711兆ドルまで増加を続けた後、大きく減少し、2015年12月末は493兆ドルに減少し、その後2016～2018年は回復基調です。

- ② バーゼルⅢレバレッジ比率の新資本要件の導入及び圧縮技術の革新により、圧縮サービスの利用が急速に拡大しており、圧縮がなければ、2015年6月末の金利デリバティブ想定元本残高は、162%大きくなっているはずとのことです。
- ③ 外国為替は2014年6月末以後74兆ドル程度で横這いの後、2018年6月は96兆ドルに増加しました。クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）は、ピーク時の2007年12月の57兆ドルから2018年6月の8.6兆ドルに減少しています。

c. EUデリバティブ市場の残高は660兆ユーロ

ESMAは、EMIRに基づき提出されたデータに基づき、EUデリバティブ市場に関する年次統計報告書を初めて公表し、取引情報蓄積機関（TR）による報告によれば、2017年末、7400万件の未決済取引、金額では660兆ユーロの総想定元本残高、があったことを公表しました。そのうち金利デリバティブが69%、通貨デリバティブが12%、加えて株式、クレジット及びコモディティがそれぞれ5%未満を占めます。中央清算比率が、金利40%から58%、クレジットが25%から27%と、顕著に増加しています。取引所取引デリバティブのシェアが想定元本で13%から17%に増えました。

(3) 取引所のM&A及び指数等事業の買収

世界の取引所は、収益源の多様化を進めています。特に、取引のための場所と施設を提供して手数料を儲けるビジネスから、情報・データの販売にビジネスを拡大しています。M&Aについても、従来は、取引所が、規模の拡大・効率化のため、取引所を買収するというのが通常でしたが、世界の取引所の市

場データや指数の販売からの収入が増加していることにより、最近では、指数の算出を行ったり、情報やデータを販売する企業・ビジネスの買収が増えています。

a. 取引所の買収

2017年以前の買収については、会報第116号2017年市場の現状1.(3)a.をご参照ください。

- ① CMEが電子市場運営、取引後業務等のテクノロジー会社NEX Groupを買収しました（2018年11月2日）。
- ② ベルギー連邦投資会社（SFPI）ICEがEuroclear株2.05%を買収しました（2018年11月12日）。
- ③ Euronextは、Oslo Bors VPS（Verdipapiersentralen I Norge）Capitalへのコミットメント（commitment）を5.1%引き上げ、50.6%にしました（2018年12月28日）。
- ④ アルゼンチンのRofexとMATbaが合併して単一の取引所になります（2019年1月3日、合併手続きは2019年5月までに完了の予定）。
- ⑤ Euronextがオスロ取引所（Oslo Bors VPS）に買収申込みを行いました（2019年1月14日）。その後Nasdaqとの買収合戦になっています。
- ⑥ LSEGは、Euroclear Holding SA/NVの株式4.92%を2.785億ユーロで買収してその持株比率を10%にし、役員枠を獲得しました（2019年1月30日）。
- ⑦ HKEx、中国のRonghul Tongjin Technologyの51%を買収しました。
- ⑧ ICEがシカゴ証券取引所を買収しました（2018年4月5日）。

b. 市場データ・ビジネスの買収

世界の取引所は、取引所ビジネスの成長分野である情報サービス事業を拡充しています。Euronextは、今後数年間で、買収用資金として20億ドルを予算計上し、資産や取引基盤の多様化を進める計画です（2017年7月）。

① ICEがVirtu FinancialからVirtu BondPointを4億ドルで買収することに合意しました（2018年1月24日）。BondPointは、電子債券取引ソリューションの主要提供者で、ATSを通じて500を超える金融サービス業者とリンクします。

② Nasdaqは、世界のブローカー、取引所及び清算機関への金融テクノロジー提供者であるスウェーデンのCinnober[※]（CINN）の株主及びワラント保有者に買収を提案しました（2018年9月24日）。

※ 会報第116号2017年市場の現状1.4e.参照。

③ Euronextは、金融サービス業者について調査評価及び手数料管理ソリューションのSaaS[※]提供者であるCommisceの資本の78%を現金2700万ポンドで買収しました（2018年12月20日）。

※ Software as a Serviceの略。ソフトウェア利用者がソフトウェアを導入するのではなく、ソフトウェア提供者に置かれたソフトウェアを必要な機能を必要分だけネットワークを経由して利用すること。

④ Nasdaqは、B Wise（1994年に設置され、2012年にNasdaqが買収した企業統治、リスク及び法令遵守（GRC）ソフトウェア・プラットフォーム）をSAI Global（統合リスク管理所ソリューションのリーダー）に売却することで合意しました。

(4) 電子システムのアウトソーシング

電子取引が始まった1990年代には、各取引所が自前の電子取引システムを開発していましたが、最近では、外部からNASDAQ OMXのX-Stream / Gemini（取引執行）、LSEGが開発したMillenniumIT / UnaVista、Euronextが開発したUniversal Trading Platform（UTP）等のシステムを購入する場合はほとんどです。清算・取引監視システムの外部からの購入や、仏金融市場機構（AMF）のように、市場監視システムの内部開発も行われています。

a. NASDAQ

① 取引、清算、取引監視等のシステムの販売

Nasdaqは、2007年5月にOMXを買収して電子システムの提供者となりました。

Nasdaqの取引、清算、監視等のシステムは、世界で50カ国、100を超える取引所（世界の証券取引の10分の1）で使用されています。世界で50を超える国の250を超える市場インフラ組織や証券会社、取引所、清算機関、中央証券預託機関、規制機関がNasdaqの市場テクノロジーを使用しています。その取引監視システム（SMARTS）を開発し、世界で52を超える取引所／規制機関が利用しています。2014年5月に開発したFX取引の取引監視に対応したSMARTSは、EBS BrokerTec（米国債、FX、USレポ及びEUレポ）（17年2月）、BRVM（2019年3月）等で導入されています。HKEXがNasdaqのリアルタイム・リスク管理テクノロジーを採用し、全HKEX株式及びデリバティブ市場で使用します。

② リアルタイム・リスク管理テクノロジーの販売

パナマ証券取引所（2018年1月）、パレスチナ取引所（PEX）（2018年2月）、Nasdaqのリアルタイム・リスク管理テクノロジーを採用したHKEX及びブルマニア・ガス・電力取引所（OPCOM）は、取引（Nasdaq Multi Matching Engine）、清算（Nasdaq Clearing Engine）、及びリアルタイム・リスク管理（Nasdaq Real-Time Risk）の新技術（合わせてNasdaq Financial Framework）を導入しました。

③ 金融・証券以外のシステム

Nasdaqは、金融・証券以外の取引システム等を開発・販売しており、テクノロジーをAB Tray och Galoppe（ATG）（競馬協会・ゲーム運営者）に提供するほか、暗号資産取引施設にも販売しようとしています。

b. Xetra / 7シリーズ

DBAGが開発したXetraは、アイルランド、ウィーン、ブルガリア、ブダペスト、プラハ及び上海の

証券取引所で導入されています。

DBAGは、エネルギー、コモディティ等の取引用にM7（取引）、C7（清算インフラ）、T7（取引インフラ）、N7（取引基盤）及びF7（取引システム）の7シリーズを開発し、シンガポールの取引所ClearTradeや、ロンドンのブローカーFreight Investor Services、ノルウェーのパルプ及び紙の取引所NOREXCO ASA、ハンガリー電力取引所、アイルランド証券取引所、Eurex取引所、ISE、EEX（European Energy Exchange）、BSEで導入されています。

c. MillenniumIT / UnaVista

LSEGのMillenniumITは、LSE、イタリア取引所、LSEDM、LME、Tullett Prebon、JSE、SGX、HKEX、カサブランカ証券取引所、Oslo Bors等取引システム等を提供しています。

ATOM Groupは、その新暗号資産取引所（AAX）における取引付合せエンジンのためにLSEGのテクノロジーであるMillennium Exchangeを採用しました（2019年1月22日）。

d. SOLA

TMXのデリバティブ取引システムSOLAは、TMXのほか、カナダ・デリバティブ清算会社（CDCC）及びBOX、LSEDM、Oslo Bors及びイタリア取引所の各デリバティブ取引に使用されています。

e. Cinnober

ASXやB3、ドバイ金・商品取引所、Euronext、JSE、LME、LME Clear、NYSE、SET、APEXがスウェーデンのCinnober Financial Technologies ABのシステムを採用しています。

CinnoberとSETは、SETが株式及びデリバティブ市場にCinnoberの取引、市場データ及び監視システムを更新導入して、さらに7年間使用継続する

ことで契約を更新しました。

(5) 店頭デリバティブ取引規制

a. 一般顧客向け規制

一般顧客向けの店頭デリバティブ取引規制については、会報第115号「海外の一般顧客向け店頭デリバティブ取引規制」を、さらにその後の欧州における進展については、以下をご参照ください。

欧州証券・市場機構（ESMA）は、金融商品市場規則（MiFIR）（EU規則No.600/2014）第40条（ESMA臨時介入権限）に基づき、CFD及びバイナリー・オプションの販売に関する最終商品介入措置を制定しました（2018年6月1日）。①バイナリー・オプションについては、2018年7月2日から一般投資家への販売が禁止されました。②CFDについては、2018年8月1日から一般投資家への販売が制限されました。この制限には、(i)建玉設定時のレバレッジ上限（主要な通貨ペアには30:1、主要でない通貨ペア、金及び主要な指数には20:1、金以外のコモディティ及び主要でない株価指数には10:1、個別株及び他の参照価値には5:1、暗号資産には2:1）、(ii)口座ごとの証拠金不足（証拠金必要額の50%）時の強制建玉決済ルール、(iii)口座ごとの負の残高保護（損失の限度を保証）、(iv)CFD提供者による報奨（金）利用の禁止、及び(v)標準的な方法での業者特有のリスク（CFD提供者の一般投資家口座における損失の割合を含む）開示から構成されます。MiFIR第40条は、ESMAに、3ヵ月ごとに臨時介入措置を導入する権限を付与します。ESMAは、3ヵ月終了前に、商品介入措置をレビューし、さらに3ヵ月間延長する必要があるかどうか検討します（会報第117号41参照）。英国では、EU離脱後、ESMAの臨時介入措置は、EU（離脱）法（European Union（Withdrawal）Act 2018）の一部として離脱日に英国国内法（UK domestic law）の一部となります。

ESMAは、一般顧客向けCFD販売を制限するためのMiFIR600/2014第40条に基づく商品介入更新決定（決定はESMA決定（EU）2018/796を更新・訂正）について通知しました（2018年10月31日）。これは3ヵ月ごとに行います。

ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）は、一般行政法により、ドイツ全体で一般顧客向けにバイナリー・オプションを販売することを無期限に禁止し、CFD販売を制限します（2018年11月29日）。

FCAは、バイナリー・オプションの一般投資家向け販売を無期限で禁止します（2019年4月2日施行）。

b. 建玉の圧縮（compression）

① LCH Limited

LCH Limitedは、そのSwapClearで、2018年中、想定元本1077兆ドル（同23%増）を清算し、773兆ドル（同23%増）圧縮しました。

② CMEG/TriOptima

TriOptima^{*}は、2018年中、LCH SwapClearでの取引の想定元本250兆ドル（前年比31%増）を圧縮しました（2019年1月14日）。

非清算証拠金規則による影響を避け、資本の効率性を高めることができます。新興市場通貨は、NDFとCMEで清算される非受渡金利スワップとをクロス・マージン（証拠金相殺）でき、最大51%の当初証拠金軽減を図ることができます。

※ CMEGが買収した（2018年11月2日）NEX Groupのグループ会社。

c. ホールセール市場行動規範

① BISは、ホールセール外国為替市場向けのグローバル外為行動規範（FX Global Code of Conduct）を作成し、公表しました（2017年5月25日）。

② 証券監督者国際機構（IOSCO）は、ホールセール市場行為に関するIOSCO作業部会報告書を公表し、加盟国がホールセール市場での個人によ

る不正行為を阻止し、特定し、そして防止する、さらに制裁する手段やアプローチを提示しました（2017年6月13日）。

(6) 金利ベンチマークとそのデリバティブ

これまでは、LIBOR、TIBOR、EURIBOR等（以下、(6)において「IBOR」といいます。）がグローバルに使用される短期金利のベンチマークとして使われてきましたが、IBORは、大手銀行・投資銀行が銀行間で取引された金利を報告し、その報告された金利に基づいて算出されるため、ベンチマークとしては、(i)実際の取引に基づいていないことがあること、(ii)不正な報告等による価格操縦が可能なこと、(iii)報告した銀行の信用度が金利に反映される、等の欠点があります。実際に、正しい数値よりも低い数値を報告することで、人為的にIBOR金利を低下させ、従って投資家がIBOR基準で金利が支払われる金融商品から受け取る金利の額を少なくすることにより、投資家が損害を被ったとして裁判に訴える事件が続出しました^{*}。正しくないIBORを報告した銀行は、多くの場合、多額の和解金を支払って和解しました。

※ 会報第103号11、第105号21、第107号23、第109号42、第109号49、第114号15、第114号17、第114号46、第116号5、第117号43参照。

a. IOSCOの金融ベンチマーク原則—最終報告書

IOSCOは、2013年7月、Principles for Financial Benchmarks—Final Report（金融ベンチマーク原則—最終報告書）を公表しました。同原則は19あり、次の分野をカバーしています。

- ① 統治（原則1～5）：ベンチマーク決定過程の健全性の確保及び利益相反に対する取組み。
- ② ベンチマークの質（原則6～10）：設計要因の適用によるベンチマーク決定の質と健全性の向上。
- ③ 算出方法の質（原則11～15）：算出方法の中で取り扱われるべき最小限の情報を規定することに

より算出方法の質と健全性を向上させる。これらの原則において、ベンチマークが市場構造の変化により存在しなくなる場合、信頼可能な手続きで他のベンチマークに移行することを必要とする。

- ④ 説明責任の仕組み（原則16～19）：苦情への対応手続き、文書化要件及び監査レビューの確立。

b. 決定又は提案されている代替ベンチマーク

米国、スイス、カナダ及びブラジルは有担保のレポを、英国、EU、オーストラリア及び日本は翌日物無担保金利が提案されています。

c. 代替金利ベンチマークの普及

代替金利ベンチマークは、監督機関による促進策や先物の上場により、徐々に普及していききました。時系列で追います。

- ① IFEUが1 ヶ月SONIA先物を上場（2017年12月1日）。
② ニューヨーク連邦準備銀行（FRBNY）が(i) SOFR（又はBTFR）、(ii)TGCR、(iii)BGCRの公表

を開始（2018年4月3日）。

- ③ CurveGlobalが3 ヶ月SONIA先物を上場（2018年4月30日）。
④ CMEが3 ヶ月SOFR先物及び1 ヶ月SOFR先物を上場（2018年5月7日）。
⑤ オーストラリアの既存のBBSW算出方法に数量加重平均価格（VWAP）を導入（2018年5月21日）。
⑥ CMEがSOFRを参照する店頭金利スワップを取り扱う旨、会員に通知（2018年5月22日）。
⑦ IFEUがSONIA（3 ヶ月）先物を上場（2018年6月1日）。
⑧ CFTC市場リスク助言委員会がLiborからSOFRへの移行及びデリバティブ市場にとって複数年かかる移行期間について議論し、CFTC委員長は、「Liborの停止は可能性ではなく、確実に起きることである。我々は、それを予測、それに対応、そしてそれに適応しなければならない。」と述べました（FIA特別報告書から）（2018年7月13日）。
⑨ LCHは、新しい参照金利SOFRをベンチマークとする米ドル建て店頭金利スワップの清算を行う

国・地域	代替ベンチマーク
米国	(i)有担保翌日物調達金利（SOFR、Secured Overnight Financing Rate）（又は、広義米国債レポ調達金利（BTFR、broad Treasuries repo financing rate）（国債担保レポ金利）） (ii)三者一般担保金利（TGCR、Triparty General Collateral Rate）（Bank of New York Mellon（BNYM）からの三者レポ・データだけにに基づく） (iii)広義一般担保金利（BGCR、Broad General Collateral Rate）
EU	ユーロ短期金利（ESTER、Euro Short-term Rate）（翌日物無担保金利、欧州中央銀行（ECB）が開発・公表）。無リスク金利（RFR）の定義を検討中。Euribor は、ベンチマーク規則（BMR）要件に適合するよう改革される。EONIA は、BMR の移行期間終了時（2022 年1月）に新規契約について使用禁止となる。
日本	東京翌日物平均金利（TONA、Tokyo Overnight Average rate）、無担保コール翌日物金利
英国	英ポンド無担保翌日物指数平均金利（SONIA、Sterling Overnight Index Average）
スイス	スイス翌日物平均金利（SARON、Swiss Average Rate Overnight）
オーストラリア	(i)豪準備銀行キャッシュ金利（RBA Cash Rate） (ii)銀行手形スワップ金利（BBSW、Bank Bill Swap Rate）
カナダ	カナダ翌日物レポ平均金利（CORRA、Canadian Overnight Repo Rate Average）
メキシコ	3 種類の翌日物ホールセール資金調達金利が候補
シンガポール	シンガポールドル・スワップ・オファー金利（SOR、SGD Swap Offer Rate）が候補
香港	香港ドル翌日物平均指数（HONIA、HKD Overnight Index Average）
南アフリカ	国債レポ金利（government bond repurchase rate）及び南アフリカ有担保資金調達金利（SASFR、South African Secured Financing Rate）

最初の清算機関となりました（2018年7月18日）。

- ⑩ CME Clearingは、SOFRに固定される変動金利の米国政府機関債が証拠金として受け入れ対象であることを確認しました（2018年7月27日）。

- ⑪ ECBにより組織化され、大手商業銀行など23機関により構成されるパネルがESTERをEONIAの代替とすることに決定しました（2018年9月13日）。

- ⑫ 世界銀行は、金利が代替指標にリンクした債券を発行し、それらの代替指標がLiborの代替として受け入れられていることを示しました（2018年8月16日、9月27日）。

金 額	年 限	金 利
USD 10億	2年	SOFR+0.22%
GBP 12.5億	5年	SONIA+0.24%

- ⑬ CMEがQuarterly IMM SONIA先物及びMPC SONIA先物を上場（2018年10月1日）。MPCは、金融政策委員会（Monetary Policy Committee）の略です。

- ⑭ IFEUが1ヵ月SOFR先物及び3ヵ月SOFR先物を上場（2018年10月1日）。

- ⑮ SIX（スイスにおける指数提供者）は、EurexにSARONの使用許可を与えました。Eurexは、SARONを先物取引の原商品として利用します（2018年10月8日）。

- ⑯ CMEが、10月1日にサービスを開始してから初めて、想定元本2億ドル超の店頭SOFRスワップを清算しました（2018年10月9日）。

- ⑰ IBAは、代替RFRについて、ICE Term RFR Portalのサービス提供を開始し、代替RFRの可能な基幹構造に関し報告書を公表しました。ICE Term RFR Portalは、日次でRFRに関する重要情報を市場参加者に提供します（2018年10月10日）。

- ⑱ 米財務会計基準審議会（FASB）は、ヘッジ会計の適用に適格なベンチマーク金利のリストにSOFRに基づく翌日物指数スワップ金利を加えました（2018年10月25日）。

- ⑲ Eurexが3ヵ月SARON先物を上場（2018年10月29日）。2018年の出来高は948枚

- ⑳ CME、3ヵ月SOFR先物にバンドルとパックを導入（2019年1月）。

- ㉑ CMEは、SOFR（3ヵ月）先物の上場限月を現行の20四半期月（3、6、9、12月）限月から39四半期月限月に2月24日から拡大（2019年1月28日）。その翌日、上場限月拡大を別に通知があるまで延期する旨の通知（2019年1月29日）。

- ㉒ 欧州委員会（EC）がベンチマーク規則の施行日を2019年12月末から2021年12月末に遅らせる。

d. 代替金利ベンチマークの先物

取引所	原商品	上場日	2018年の出来高（枚）
CME	1ヵ月 SOFR	2018年5月7日	1,096,606
	3ヵ月 SOFR	2018年5月7日	
	Quarterly IMM SONIA	2018年10月1日	298,611
	MPC SONIA	2018年10月1日	
IFEU	1ヵ月 SOFR	2018年10月1日	532
	3ヵ月 SOFR	2018年10月1日	594
	1ヵ月 SONIA	2017年12月1日	28,468
	3ヵ月 SONIA	2018年6月1日	103,128
CurveGlobal	3ヵ月 SONIA	2018年4月30日	556,728
Eurex	3ヵ月 SARON	2018年10月29日	948

e. IBA

ICEベンチマーク管理会社（IBA、ICE Benchmark Administration Limited）は、2013年、ベンチマークの監視強化に対応するため、ロンドンに設立されました。ICEの完全子会社です。2014年2月にFCAからベンチマーク管理業者として許可を受けました。2013年7月にLIBORの、2014年8月にISDA SIMMの、2014年11月にロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格の、そして2017年7月にLBMA銀価格のそれぞれ管理者として選任されました。

f. 米国

① ARRC、レポ・レートを推奨代替指標金利として選択

世界の主要銀行により構成される代替参照金利委員会（ARRC、Alternative Reference Rates Committee）は、LIBORに替わる米国短期金利の新指標について投票し、広義米国債レポ調達レート（broad Treasuries repo financing rate）（レポ・レート）を選択しました（2017年6月）。レポ・レートは、ニューヨーク連邦準備銀行が2018年4月3日から金融調査室（OFR）の協力を得て公表するもので、大多数の見解では、一定の新しい米ドル・デリバティブその他の金融契約において使用する際のベスト・プラクティスを示します。ARRCは、市場規模やその構造安定性、レートの構築や統治、説明責任がIOSCO金融ベンチマーク原則と一致するかどうかなど、様々の要因を検討しました。

② Ameribor

CBOEと環境金融商品会社（EFP、Environmental Financial Products, LLC）は、2015年9月、中小銀行が短期の貸付・借入を取引するための取引所であるアメリカン金融取引所（AFX、American Financial Exchange）を設立し、2015年12月に取引を開始しました。LIBORの代替となるべくAmeriborを公表しています。

g. EU

ECBは、ユーロシステムの中で利用可能なデータに基づき、EURIBORの代替として、ユーロ短期金利（ESTER）（翌日物無担保金利）を開発し、2019年10月までに、公表を開始することを決定しました（2017年9月21日）（会報第114号69参照）。この金利は、ECBの短期金融市場統計報告（MMSR）に従って銀行が報告するユーロでの取引に基づきます。

欧州委員会（EC）は、金融商品及び金融契約のベンチマークとして使用される指数に関する規則（Regulation（EU）2016/1011 on Benchmarks）（以下「ベンチマーク規則」）を制定しました（効力発生：2016年6月30日、適用：2018年1月1日）。ベンチマーク規則の施行日は、2019年12月31日に設定されていましたが、欧州委員会（EC）は、さらに2年遅らせ、2021年12月31日とすることを決定しました。EONIAやEuriborは、2021年12月31日まで使用できます。

h. 英国

① SONIA改革、2018年4月実施

英中央銀行（BOE）は、LIBORに代わる英ポンド翌日物指数平均金利（SONIA－Sterling Overnight Indexed Average）を導入する金利ベンチマーク改革を2018年4月23日に実施しました。変更点は次の通りです。（i）SONIAは従来WMBA（Wholesale Markets Brokers' Association）が算出・公表していたが、改革によりBOEが算出から公表まで一貫して行うこと。（ii）SONIAの範囲は、BOEの英ポンド短期金利市場データ・コレクションをデータ・ソースとして使用し、ブローカー経由だけでなく、相対の翌日物無担保取引を含むよう拡大されること。（iii）数量加重刈込平均（trimmed mean）に変更すること。（iv）翌営業日のロンドン時間9時に公表すること。

② FCA、EUベンチマーク規則の経過措置に関連するQ&Aに関し声明

英FCAは、EUベンチマーク規則（BMR）の経過措置に関連するQ&A（2017年7月5日発出）に関し声明を出し、2018年1月から2019年12月までの期間に、許可又は登録の申請をいつ行うかの決定を通知し、FCAが2018年1月から指数提供者からの申請を認可でき、ESMA登録簿に情報を送付できるとしました（2017年7月7日）。

i. スイス

スイスフランLIBOR及びスイスフラン翌日物指数スワップ（TOIS）の代わりとして、2017年12月29日に、SARONをスイスフラン参照金利とすることが推奨されています。

SARONは、SIXとスイス中央銀行（SNB）によりCHF市場の代替参照金利として開発され、スイス参照金利ファミリーの一部として2009年にSIXにより開始されました。

LCHは、2017年10月、SARONを参照するスワップを初めて清算しました。

j. オーストラリア

BBSWは、オーストラリアの4大銀行が発行する銀行手形と譲渡性預金証書をもとに1ヵ月物から月ごとに6ヵ月物まで算出されます。2017年1月1日に、ASXが、オーストラリア金融市場協会（AFMA）に代わり、BBSWの管理者となり、算出し、2018年5月21日から毎営業日の午前11時に公表しています。

ASXは、既存のBBSW計算方法に数量加重平均価格（VWAP）を導入します。新しいBBSW方法は、銀行手形及び譲渡性預金証書の実際の取引に基づきます。算出方法は、金融規制機関評議会による勧告に沿い、IOSCO金融ベンチマーク原則と一致しています。

k. 中国

中国人民銀行（PBC）は、銀行間譲渡可能預金証書（CD）の運用に関する中間措置（2013-20）第8条を改正し、(i)固定金利CDの期限は、原則1年を超えてはならず、1、3、6、9ヵ月又は1年で、(ii)CDの金利は、固定又は変動金利で計算され、同じ期限のSHIBORを参照すること、(iii)変動金利CDの金利は、SHIBORで計算され、(iv)変動金利CDの期限は、原則1年で、1、2及び3年を含むこと、と決定しました（2017年9月12日）。

(7) 暗号資産のデリバティブ

① マサチューセッツ州連邦地方裁判所は、CFTCが暗号資産に関わる詐欺を起訴する権限を有すること、及び被告人によるCFTCの修正訴状を却下する訴えを拒否することを命令することで、暗号資産をコモディティと認めました（2018年10月3日）。

② CFE及びCMEは、ビットコイン先物をそれぞれ2017年12月10日及び18日に上場しました。乗数はそれぞれ5と1です。

③ NADEXは、2014年12月2日、ビットコインのバイナリー・オプションを上場しました（会報第103号19）。

④ LedgerXがSEF及びそのデリバティブ清算機関として登録され（2017年7月）、ビットコイン先物（Bitcoin Day Ahead Swap）及びビットコイン・オプション（Bitcoin Weekly Option）を上場しました（ともに2017年10月）。（暗号資産デリバティブのSEFとしては、TeraExchange（会報第102号19及び同第109号43）に続いて2社目です（会報第114号3及び同114号19））。

⑤ FIAは、FCMが暗号資産に関連する新しい開示要件に適合できるよう、暗号資産開示を加えて更新した「FIA統一先物・オプション・リスク開示（FIA Uniform Futures and Options on Futures

ビットコイン先物の2018年出来高

取引所	商 品	(枚)
CME	Bitcoin 先物	923,294
NADEX	Bitcoin Day Ahead Swap	10,184
CFE	Bitcoin 先物	1,219,083
LedgerX	Bitcoin Day Ahead Swap	7,966
	Bitcoin Weekly Option	23,358

Risk Disclosures)」(一般的には「FIAリスク開示冊子(FIA Risk Disclosure Booklet)」と呼ばれる)の最新版を刊行しました。同冊子には、顧客が暗号資産及び関連デリバティブのリスクを理解できるようにNFA及びCFTCが公表した暗号通貨に関する2つの助言と1つの開示を加えました。

2. 米国

米国では、2018年9月現在、14^{*1}(前年比▲1)の取引所(DCM、designated contract market)、がCFTCに指定され^{*2}、米証券取引委員会(SEC)管轄の12取引所(同±0)(株式関連オプションを取引する)を含む27取引所(同1増)が実際に取引を行っており、24取引所(同±0)が金融・証券先物・オプションを取引しています。

2018年の米国全体の農産物等を含む出来高は104億4300万枚(前年比18.9%増)、そのうちCME、CBOT及びNYMEXのCMEグループが米国全体の出来高の46.4%(前年46.5%)を占めます。

※1 休眠中(13取引所)を除きます。

※2 このほか18の外国取引所(FBOT、foreign board of trade)があります。

(1) CMEグループ

CMEは、1898年、農産物取引所として設立され、1972年に国際金融市場(IMM)を開設して世界初の通貨先物取引を開始しました。2007年にCBOTを、2008年にNYMEXを、2012年にカンザス・シティ取

引所(KCBT)^{*}を買収しました。

CBOTは、1848年、穀物取引所として設立され、1977年にT-Bond先物を上場しました。1999年にEurexに追い抜かれるまで長年出来高世界一の先物取引所でした。

NYMEXは、1872年に設立され、1994年にニューヨーク商品取引所(COMEX)を買収し、2008年にCMEに買収されました。

CMEE(2014年設立)は、顧客が米国のインフラを通してグローバルに取引することを好むためとして、CME Clearing Europe(CMECE)とともに、2017年に閉鎖されました。CFTCは、CMEEとCMECEの要請を受けて、CMEEの外国商品取引所としての登録及びCMECEのデリバティブ清算機関(DCO)としての登録の取り消し・無効を命令しました。

※ 2013年12月、その建玉全てをCBOTに移管し、契約市場としてのCFTCの指定は無効となりました。

a. 2018年の出来高

CMEの2018年の出来高は、商品種類別には、ユーロドル金利先物・オプションなどの金利商品が11億2337万枚(同14.2%増)、株価指数の先物・オプションが8億4141万枚(同31.9%増)、通貨の先物・オプションが2億5303万枚(同9.5%増)、生牛、乳製品などの農産物や米国や欧州の気温指数の先物・オプション等が4178万枚(同5.9%増)でした。全商品出来高は、表1の3参照。

CBOTの2018年の出来高は、商品種類別では、2年～30年(ウルトラを含む)の米国債先物・オブ

ションが13億1804万枚（同28.8%増）で、全商品出来高の74.1%（前年72.7%）を占めます。このほか、30日フェド・ファンド金利先物・オプション6536万枚（前年比36.2%増）、EMini DowJones工業株価指数先物・オプション6032万枚（前年比83.5%増）などとなっています。とうもろこし、大豆、小麦等の農産物及びエネルギーの先物・オプションは合わせて3億3320万枚（同10.1%増）で全商品出来高の18.7%（前年21.4%）を占めています。全商品出来高は、表1の5参照。

グループ中のNYMEXは、エネルギーが6億4531万枚（前年比▲0.2%）で取引所全出来高8億0618万枚（同2.1%増）の80.0%（前年84.1%）を占めています。

b. 新業務・新商品・商品内容の改良等

① 新業務：FXの店頭取引慣行の取入れ

CMEによるFXの店頭取引慣行の取入れ例としては、1.(1)a.④列举のうち、(i)、(ii)、(v)、(vi)、(vii)、(viii)、(ix)及び(x)がCMEで採用されています。そのほか、次の商品改良等がなされています。

(i) CMEは、SPAN（上場デリバティブの証拠金計算方法）を改訂し、Value-At-Risk（VAR）を組み入れて店頭金利スワップ及び外国為替にも応用できるようにすることを計画中です。

(ii) CMEは、2019年2月19日から、CME Globex電子取引基盤でのCME FX Linkの対象を拡大し、CHF/USD先物及びNZD/USD先物に対するスポット外国為替（FX）ベース・スプレッドを加えます。2.(1)b.③(iii)参照。

(iii) CMEグループは、新規のサービスであるCMEグループ口座管理サービス・ユーザー・インターフェース（AMS UI）の運用を2018年11月21日に開始します。AMSは、口座設定及び口座信用管理等を支援します。

② 新商品

(i) ビットコイン先物を、CMEは2017年12月18日

に、CFEは同12月10日に上場しました。

(ii) 2018年5月7日にSOFR先物を、2018年12月1日にSONIA先物を上場しました。

③ 新事業

(i) CME Clearingは、店頭FXのネッティングと建玉移管の機能を2017年5月22日から稼働させました。ネッティングは清算建玉口座の取引圧縮に利用できます。

(ii) 店頭FXオプションの清算業務について、CFTCから認可を得ました（2017年6月）。期限まで2年以内の主要通貨ペアの差金決済オプションから始めます。

(iii) CME Globexに、店頭と先物の架け橋となるCME FX LINKというスポット外国為替（FX）ベース・スプレッドを導入し、2018年3月25日に稼働を開始しました（会報第114号71、同116号9参照）。

c. 清算機関

CME、CBOT及びNYMEXで行われた取引所取引の清算はCMEの内部（CME Clearing）で、店頭取引の清算はNYMEX買収に伴い取得した電子システムClearPortで行っています。証拠金はSPANにより計算します。顧客勘定の建玉についてはグロスで計算します。

(2) 米国のその他の先物取引所

a. ICE/IFUS

ICEは、2000年5月、米アトランタ市で取引所取引の先物・オプション、店頭取引のエネルギー等、金融デリバティブを取引するインターネットの市場運営会社として設立されました。当初はエネルギーに焦点を合わせましたが、取引所買収により、取扱商品を多様化させました。

① 2018年の出来高

IFUSは、天然ガス及び電力のエネルギー先物・

オプションが58.6%（前年60.4%）、コーヒー、砂糖などの農産物及び貴金属先物・オプションが25.4%（同19.9%）、株価指数先物が13.9%（同17.2%）、指数を含む通貨先物が2.1%（同2.4%）を占めます。全商品出来高は、表1の18参照。IFUSは、46銘柄の通貨先物を上場しており、その合計出来高は720万枚（同▲14.3%）、そのうち米ドル指数先物・オプションの出来高は、645万枚（同▲14.2%）です。清算は、ICEの子会社のICE Clear USが行います。

② 取引所等の買収

ICEが買収した取引所には、IFEU（旧IPE、International Petroleum Exchange、2001年買収）、IFUS（旧NYBOT、New York Board of Trade、同2006年）、IFCA（旧WCE、Winnipeg Commodity Exchange、同2007年）、IFS（旧SMX、同2013年）、NSX（National Stock Exchange、同2016年）があります。

2012年12月にNYSE Euronextを買収しました。その結果NYSE Euronextが有するニューヨーク証券取引所（NYSE）、ロンドンのデリバティブ市場（Liffe）並びにEuronext部分（パリ、アムステルダム、ブリュッセル及びリスボンの現物及びデリバティブ市場）を有することとなりましたが、2014年9月にEuronext部分をIPOにより切り離しました。

b. CBOEグループ

CBOE Holdings, Inc.は、2017年10月、名称をCboe Global Markets Inc.に変更しました。

① 2018年の出来高

CBOEは、株価指数オプション（ETFオプションを含む。以下同じ。）が67.9%（前年67.5%）、個別株オプションが32.1%（同32.5%）を占めます。2006年2月に上場したCBOEボラティリティ指数（VIX）（恐怖指数とも呼ばれます。）のオプションが1億6747万枚（前年比▲7.6%）となりました。全商品出来高は、表1の8参照。清算はOCCが行います。CBOEが2003年に設立したCFEは、2018年全商品出

来高7556万枚（同2.1%増）、続いて2010年10月に設立したC2取引所の全商品出来高は、表1の28参照。

BATSは、ETF及び個別株のオプションを上場しています。全商品出来高は、表1の14参照。

② BATS買収とグループ全社の取引基盤の統合

CBOEは、BATSを買収しました（2017年2月）。

BATSは、機関投資家向け外国為替スポット市場を運営するHotspot FXを買収し（2015年3月）、店頭外国為替市場に参入しました。BATSは、BATSにとって2つ目のオプション取引所となるEDGX Optionsを設立しました（2015年11月2日）。その2018年の全商品出来高は5284万枚（前年比24.1%増）です。顧客優先・比例配分の割当方法を採用します。

CBOEグループは、その取引基盤をBATS取引基盤に統合します。2018年2月27日にCFEを、2018年5月14日にC2を、2019年10月7日にCBOE Optionsを移行させます。

c. ISE / ISE Gemini / ISE Mercury

持株会社の下にISE、ISE Gemini及びISE Mercuryがあります。ISEは、電子取引所として設立され、2000年に取引を開始し、2007年12月、DBAGに、さらに2016年3月、NASDAQに買収されました。個別株オプションが47.6%（前年53.0%）、ETFオプションが52.1%（同46.6%）を占めます。ISEの全商品出来高は、表1の15参照。清算はOCCが行います。

ISE Gemini及びISE Mercuryは、ともに株価指数オプション、ETFオプション等を上場し、2018年の出来高は、表1の22参照及び598万枚（前年比4.4%増）でした。

d. NASDAQグループ

NASDAQは、北欧など26市場を運営しています。ISEを買収し（2016年3月）、同時にOCC株20%を取得し、OCC株持分比率を40%にしました。

ムーディーズは、Nasdaqの長期格付けをBaa3からBaa2に上げました（2017年4月）（CMEGはAa3で

す)。

① 2018年の出来高

Nasdaq PHLX[※]は、個別株オプションが56.6%（前年56.6%）、ETFオプションが42.9%（同43.0%）を占めます。全商品出来高は、表1の11参照。清算はOCCが行います。

Nasdaq Optionsは、個別株オプションが65.2%（前年64.5%）とETFオプションが34.8%（同35.5%）を占めます。全商品出来高は、表1の13参照。

Nasdaq Bostonは、ETFと個別株のオプションを上場し、2018年の全商品出来高は1742万枚（同▲27.3%）でした。

Nasdaq Futures Inc（NFX）は、エネルギー先物・オプションを上場し、同じく2,201枚（同▲55.2%）でした。

※ 旧フィラデルフィア商品取引所（PBOT）。1985年開設。NASDAQ OMXが2007年12月に買収。

② 新規事業等

- (i) Nasdaq Dubaiの株式を所有しています。
- (ii) Nasdaq Clearingは、売り手側と買い手側の両方に費用効率性及び顧客保護を高めるよう設計された顧客と清算機関との直接清算顧客モデル（Direct Clearing Client Model）を導入しました（2017年10月）。

e. NADEX

2004年2月、ヘッジストリート取引所がバイナリー・オプションの契約市場としての指定を受け、2004年10月、取引を開始しました。2007年、IGグループが買収し、2009年6月、名称を北米デリバティブ取引所（NADEX）に変更しました。

① 2018年の出来高

専らバイナリー・オプションを上場し、その2018年の出来高は、外国為替が907万枚（前年比28.5%増）、株価指数が286万枚（同▲2.7%）、農産物等が39万枚（同▲6.0%）、全商品合計1232万枚（同18.3%増）でした。

② CFTC規則一部不適用等

NADEXは、財産的基礎、参加者及び商品の適格性、リスク管理、資金管理、情報公開については、下記を理由として、CFTC規則の対象にはならないためCFTC規則が適用されない旨、CFTCからの確認を得ています。①NADEXは、完全担保の取引のみ清算するので、損失の可能性のある金額が預託されている場合のみ注文を受け付ける。従って、会員の証拠金不足によりNADEXが損失を被るリスクを負担することはない。②一般顧客は、直接NADEXの会員になることができ、それらはNADEXに直接資金を預託し、NADEXに直接取引のアクセスができる。介在された取引は、NADEXのFCM会員を通して執行される。

CFTCは、NADEX及びカンター先物取引所（CX）に、完全証拠金／担保のバイナリー・オプション及びスプレッド契約データをスワップ・データ取引情報蓄積機関に報告する義務を条件付きで免除するノーアクション・レターを発出しました。

CFTCによるレビューによれば、バイナリー・オプションが全取引量の92.2%、スプレッド取引が同じく7.8%を占めること、マーケット・メーカー2社（Market Risk ManagementとGroup One Futures Trading）がそれぞれ取引全体（片側）の70%と29%（合わせて99%）を占めていること、がわかりました（2017年7月31日）。

f. その他の取引所

NYSE Amex及びNYSE Arcaは、ともにETF、個別株等のオプションを上場し（全商品出来高は、表1の16及び12参照）、ともにOCCで清算しますが、NYSE Amexは比例配分（pro rata）、顧客優先（customer priority）モデルで、NYSE Arcaは、時間優先（price-time priority）モデルでマーケット・メーカーに対投資家最良価格を提供させる（maker taker pricing）特徴があります。

BOXは、個別株及びETFのオプションのみを上

場。2018年の全商品出来高は、表1の31参照。

MIAXは、個別株及びETFのオプションのみを上場。同じく、表1の24参照。

ミネアポリス穀物取引所（MGE）は、農産物のみを上場し、同じく、234万枚（前年比▲16.6%）。

2000年の個別株先物解禁時に開設されたOne Chicagoは、同じく707万枚（同▲52.7%）。

Eris取引所は、金利スワップを取引し、同じく45万枚（同3.5%増）。

このほか2018年9月現在、25SEFが登録されています。

(3) 先物業者数の推移

米国の登録先物業者数は、2018年9月現在、FCM（RFEDを含む。以下この項同じ。）66（前年比▲2）、RFED2（同±0）、IB1,188（同▲64）、FB2,935（同▲199）、FT533（同▲37）、CTA2,127（同▲62）、CPO1,567（同▲61）、AP49,811（同▲2026）となっています。

その推移を図4で見ますと、総合的な先物業者であるFCMは、1983年の461社をピークに減少し続け、2002年に179社になった後、2003年に一般投資家向け店頭外国為替取引を営む業者数の増加や証券先物を取り扱う証券業者の増加により増加に転じましたが、2005年以降は再び減少となっています。FCMのうち、35（前年比▲4）が証券業者（broker-dealer）でもあります。一般投資家向け店頭外国為替取引を営むFCM又はRFEDは4社（同±0社）です。

このほかSDとして101（同1増）、MSPとして0社（同±0）が登録しています。

業者数は、全ての種類で減少しています。

(4) 米国の規制

a. 商品取引所法

米国の先物取引は、商品取引所法（Commodity

Exchange Act）によって規制されています。この法律の前身は1922年に制定された穀物先物法（Grain Futures Act）ですが、1936年に現在の名称に変更され、さらに1974年CFTC法（CFTCの設置、自主規制機関関連の規定整備等）、2000年商品先物現代化法（一律の規制をコア原則に置き換えること、株式先物の解禁、一般投資家向け店頭外国為替取引をCFTC管轄にすること、プロ参加者に対する規制緩和等）、そして2010年ドッド・フランク法などにより改正されてきました。

b. CFTC

① 再授権

CFTCは、1974年CFTC法によって設置された連邦規制機関で、大統領に直属して先物取引の監督を行っています。5年ごとに授権されます*。

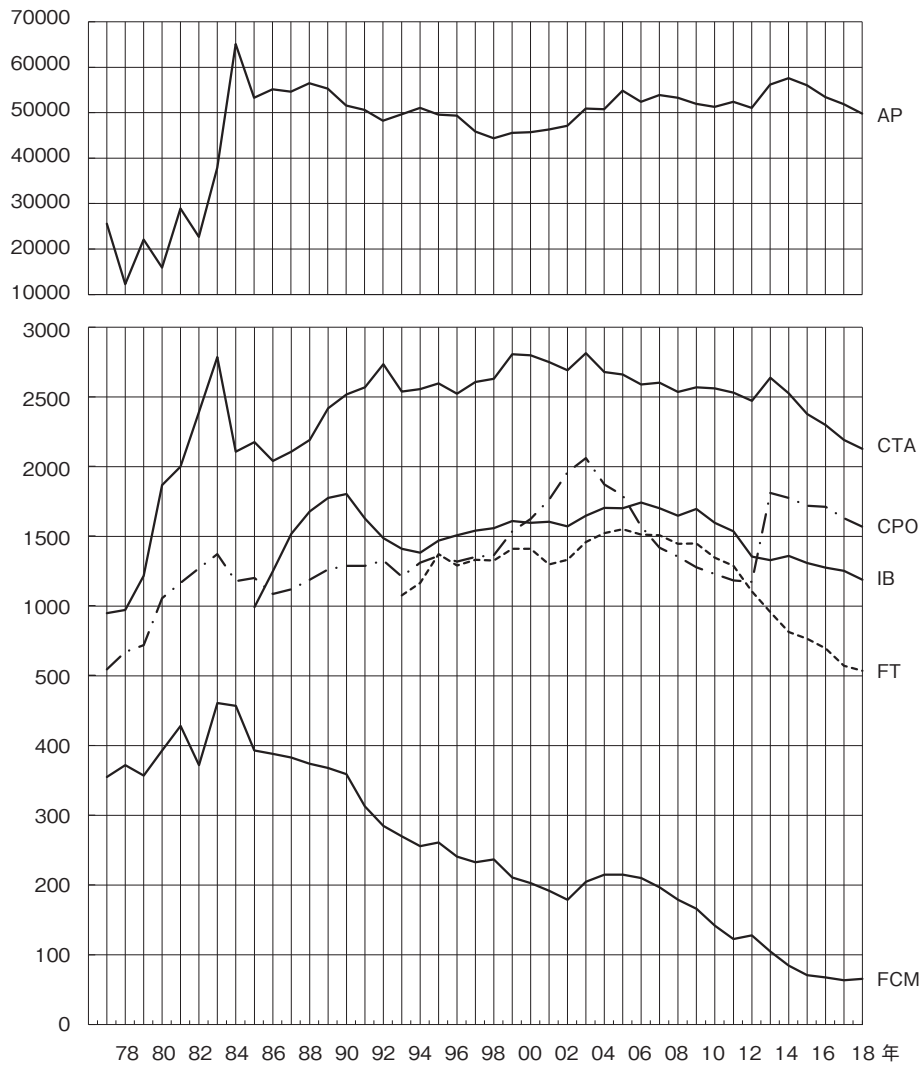
* 米下院は、2017年1月、CFTCをさらに5年間、2021年まで再授権する法案（商品エンド・ユーザー救済法）を可決しました。年予算割当ては、2億5000万ドル。

② CFTCによる懲戒処分

CFTCは、2017年10月から2018年9月までの2018年度、83件（前年度比69%増）の懲戒処分を行い、民事上の罰金が8億9711万ドル（前年度比169%増）（うち実際に支払われた額は8億5666万ドル）及び不正利益の返還等* 7890万ドル（同▲26.4%）、計9億4728万ドル（同129.5%増）でした。処分の対象となった行為の種類別には、(i)価格操縦・不正報告及びspoofing（見せ玉）が26件、(ii)顧客資金保護、監視及び財務完全性が6件、(iii)一般投資家に対する詐欺が30件、(iv)不法店頭取引、登録義務違反が11件、(v)架空取引等の取引手法、建玉制限が5件、(vi)秘密上の不正使用が2件、(vii)報告、記録が3件でした。CFTCは、見せ玉・相場操縦、暗号資産、インサイダー取引・秘密情報保護及び銀行秘密法の4分野に焦点を合わせました。

CFTC及び米司法省が摘発した見せ玉を利用するトレーダーによる相場操縦事件が、2018年度には史

図4 米国の登録先物業者数の推移



FCM : futures commission merchant, RFED : retail foreign exchange dealer,
SD : swap dealer, MSP : major swap participant
IB : introducing broker, FB : floor broker, FT : floor trader,
CTA : commodity trading advisor, CPO : commodity pool operator,
AP : associated person

上最多の26になりました。2018年2月にCFTCとCMEGが、規制機関が不正行為を特定できるようにするためのデータ共有協定を締結する前の2009年と2016年の間の事件の平均数は5でした。

※ restitution（原状回復。不正行為又は過怠により負担する懲罰的損害賠償の支払い。返還支払いは、他の者又は事業体の不適切な行為がなければあったであろう以前の財産状況を回復する試み）及び disgorgement（裁判所が加害者に課す不正手段で得

た利益の返済。不法又は非倫理的な取引を通して受け取った資金は、金利とともに被害者に不正利得返還・返済される。不正利得返還は、懲罰的民事行為というよりも、民事上の救済措置）

③ 内部通報者報奨金制度

米国では、内部通報者報奨金制度がドッド・フラック法第748条により設けられ、罰金額が100万ドルを超える場合、懲戒処分により徴求される金額の10%～30%を内部通報者報奨金として議会が設置

した顧客保護基金から支払います。CFTCは、2011年の制度開始から2019年3月まで累計で、8度[※]支払いました。SECは、2012年以来2018年9月まで、59個人に合計3億2600万ドル超の報奨金を支払っています。一方で17億ドル超の金銭支払い制裁が命令されました。内部通報者報奨金制度の詳細については、会報第112号2016年市場の現状1.(7)参照。

※ 2014年5月24万ドル、2015年9月29万ドル、2016年4月1000万ドル、2016年7月5万ドル、2018年7月3000万ドル、2018年8月4500万ドル（複数の内部通報者）、2018年9月7万ドル（外国居住者）、2019年3月200万ドル、累計8500万ドル。一方で6.75億ドルの金銭支払い制裁が命令されました。

カナダでは、オンタリオ証券委員会（OSC）が3名の内部通報者に、カナダの証券規制機関としては初の報奨金支払いとなる、報奨金750万カナダドルを支払いました（2019年2月27日）。

④ CFTCのKISSプロジェクト

CFTCは、2017年5月、規則を簡略化して負担と費用の軽減を図るプロジェクトKISS（Keep it Simple, Stupid）について意見又はアイデアを広く一般から募集しました。KISSプロジェクトの一環として、CFTCは、CFTC規則第1.52条（自主規制機関（SRO） 最少財務要件の制定及び監視）を改正し、SROが先物業者（FCM）の財務要件監視プログラムを実行する際の義務の簡素化や、外国清算機関がデリバティブ清算機関（DCO）登録免除を受ける際の手続きの簡素化を提案しました（2018年8月8日）。

⑤ LabCFTC

CFTCは、2017年5月17日、フィンテックの新たな取り組みとして、CFTC管轄の市場の質、復元力及び競争力向上のためのフィンテックの革新を目指して、LabCFTCをニューヨークに設置しました。LabCFTCは、CFTCの効果的かつ効率的な使命遂行を可能にするフィンテック及びRegTechとの関わりを促進します。

LabCFTCは、2017年10月17日に「暗号資産に関するCFTC入門書」を、2018年11月17日に「スマー

ト・コントラクトについてのCFTC入門書」を公表しました。

c. NFA

全米先物協会（NFA）は、米国の先物業界における会員組織の自主規制機関で、1981年に登録先物協会として指定され、CFTCの監督の下に会員の業務の監査、顧客との紛争の仲裁、会員及びその従業員のCFTCへの登録・適格審査等の業務を行っています。2000年以後は、新設の先物取引所やSEFの市場監視業務、SD及びMSPの店頭非清算スワップの当初証拠金リスクベース・モデルの点検・認可も行っています。

登録業者は、CFTC規則により、登録先物協会への入会義務があります。米国ではNFAが唯一の登録先物協会です。

① SD及びMSPの外務員

SD又はMSPの外務員は、定義は、先物の外務員と同じですが、先物の外務員と異なり、CFTCに登録する必要はなく、NFAの現在の習熟（proficiency）要件[※]は、SD又はMSPの外務員には適用されません。

SD及びMSPには、NFAの定額年会費のみで、定率会費はありません。

※ 具体的には、申請前2年以内の外務員資格試験（シリーズ3等）合格をいいます。習熟試験は、金融取引業規制機構（FINRA）が事務運営します。

② FINRA、2018年習熟度テストの手数料を引き上げ

金融取引業規制機構（FINRA）は、2018年1月1日から習熟度テスト（資格試験）の手数料を引き上げる旨NFAに通知しました。シリーズ3（全米商品先物試験）は5ドル上げて130ドルに、シリーズ30（NFA支店管理者試験）、シリーズ31（先物運用基金試験）、シリーズ32（制限付先物試験－規制）及びシリーズ34（一般顧客向け店頭外為試験）は、5ドル上げて85ドルにします。

③ 定率会費を引き上げ

NFAは、NFAの定率会費を先物・オプション取引[※]片道1枚当たり0.01ドルから0.02ドル（往復0.04ドル）に2018年1月1日実施で引き上げました。NFAは、2014年10月に定率会費を50%下げて0.01ドルに引き下げた後0.01ドルで維持してきました。

※ 顧客勘定の取引数量に応じて徴収します。外為ディーラー会員（FDM）は、NFAの外為取引報告執行監視システムに提出された1外為取引注文件数当たり0.004ドルの定率会費を支払います。（NFA準則第1301条）

④ 顧客との電子的書面通信の保存を義務付け

NFAは、法令遵守規則第2-9条（監視要件）の解釈通知を改正し、会員の義務として、改正前の「顧客との全ての会話の記録作成」を「顧客との全ての会話の記録作成及び電子的書面による通信の保存」に改正しました（2017年11月）。

⑤ NFAは、NFA法令遵守規則第2-9条、第2-36条及び第2-49条：情報システム・セキュリティ・プログラム（ISSP）（解釈通知）を改正し、各会員に情報技術システムに対する攻撃のリスクに対処するISSPを整備することを義務付けました（2019年1月7日）。

⑥ 一般顧客向け外為取引のコストの顧客への開示に関する規則改正

NFAは、2017年12月、一般顧客向け外為取引のコストの顧客への開示に関する規則[※]を改正し、FDMに顧客にとっての外為取引のコスト（(i)手数料、(ii)マークアップ又はマークダウン、(iii)中間点からのスプレッド・コスト）を開示させます。

※ NFA法令遵守規則第2-36条（外為取引に関する要件）及びNFA法令遵守規則第2-43条（外為注文）

d. DCO・SDR

ドッド・フランク法により改正された商品取引所法第2条(h)に基づき、清算が必要なスワップ^{※1}は、商品取引所法に基づき登録を受けるデリバティブ清算機関（DCO）又は商品取引所法に基づき登録を

免除されるDCOで清算しなければなりません。

2018年9月現在、全米で16（前年比±0）のDCOがCFTCに登録されており^{※2}、外国清算機関に対する免除（exempt）が4（同±0）、スワップ取引情報蓄積機関（SDR）が4（同±0）あります。

金融安定監視評議会（FSOC）が「システム上重要」として指定し、より高度な要件が設けられるデリバティブ清算機関（SIDCO）は2（同±0）、スワップ取引情報蓄積機関（SDR）は、4（同±0）あります。

※1 ミドル、ユーロ、英ポンド及び日本円の固定-変動金利スワップ、ベシス・スワップ及びFRA、米ドル、ユーロ及び英ポンドの翌日物指数スワップ等が定められています。（2012年11月28日公表）

※2 休眠中（9機関）を除きます。

3. その他の米州

(1) カナダ

① 2018年の出来高

カナダTMXの2018年の出来高は、先物とオプション合計で、BA手形（3ヵ月）3011万枚（前年比1.2%増）、国債（5年および10年）2922万枚（同20.2%増）のほか、株価指数2240万枚（同25.5%増）、個別株オプション2941万枚（同26.9%増）でした。全商品出来高は表1の30参照。

(2) ブラジル

a. B3

ブラジルのBM&FとBOVESPAは、2008年に合併し、BM&FBOVESPAとなりました。

証券清算機関CETIPを39億ドルで買収しました（2017年3月23日）。

名称をB3（Brazil, Bolsa e Balcão）に変更しました（2017年3月31日）。

b. 2018年の出来高

B3の2018年の出来高は、金利が5億2529万枚（前年比▲0.3%）、通貨が3億8130万枚（同52.5%増）、株価指数が7億5209万枚（同115.9%増）のほか、農産物、エネルギー及び金の先物・オプション、個別株オプション等を上場します。全商品出来高は、表1の2参照。

(3) メキシコ、アルゼンチン、コロンビア

MexDerは、金利先物が63万枚（前年比▲14.8%）、通貨先物・オプションが639万枚（同▲26.3%）等を上場し、全商品出来高は833万枚（同▲24.5%）でした。

アルゼンチンのロザリオ先物取引所（ROFEX）は、99.0%を占める米ドル・アルゼンチンペソ通貨先物・オプションのほか、農産物、国債、株価指数、金等の先物・オプションを上場し、全商品出来高は表1の25参照。農産物だけを取引するMATbaの全商品出来高は、71万枚（同152.4%増）でした。

ROFEXとMATbaは、合併します（2019年1月3日）。

コロンビアペソの通貨、国債、株価指数等の先物を上場するコロンビア証券取引所（BVC）は、同じく106万枚（同▲4.6%）でした。

4. 欧州・アフリカ

(1) IFEU、Euronext、LSEG、LCH

a. IFEU

① ICEによるNYSE Euronext買収とEuronextのIPO

ICEが、2012年、NYSE Euronextを買収しました。ICEは、2014年6月にEuronext（パリ、アムステルダム、ブリュッセル及びリスボンの現物証券・先物

取引所）をIPOにより切り離しました。Liffeロンドン市場は、2014年11月、IFEU（旧IPE）への商品移管を完了しました。

② 2018年の出来高

IFEUは、金利先物・オプションが5億9896万枚（同14.1%増）で、全体の46.9%（前年45.0%）を占め、株価指数が5541万枚（前年比5.4%増）で、同じく4.3%（前年4.5%）、コーヒー等の農産物が1756万枚（前年比▲0.4%）で、同じく1.4%（前年1.5%）、エネルギーが4億8646万枚（前年比2.6%増）で、同じく38.1%（前年40.6%）、個別株が1億1769万枚（前年比20.6%増）で、同じく9.2%（前年8.4%）でした。2018年の全商品出来高は、表1の9参照。

③ IBA及びICE Term RFR Portal

ICEベンチマーク管理会社（IBA、ICE Benchmark Administration Limited）は、2013年、指標の監視強化に対応するため、ICEの完全子会社として、ロンドンに設立されました。2014年2月にFCAからベンチマーク管理業者として許可を受けました。2013年7月にLIBORの、2014年8月にISDA SIMMの、2014年11月にLBMA金価格の、そして2017年7月にLBMA銀価格のそれぞれ管理者として選任されました。

IBAは、代替無リスク金利（RFR）について、ICE Term RFR Portalのサービス提供を開始し、代替RFRの可能な期間構造（term structure）に関し報告書を公表しました。ICE Term RFR Portalは、日次でRFRに関する重要情報を市場参加者に提供します。当初次の情報を含みます。(i)先物取引データから派生する1、3及び6ヵ月の一時的な将来のSONIA、(ii)1、3及び6ヵ月のSONIA、SOFR（米ドルRFR）及びTONA（日本円RFR）について実現単利及び複利平均、並びに(iii)SONIA、SOFR及びTONAについて毎日の公表金利（2018年10月10日）。

b. Euronext

① 2018年の出来高

Euronextのデリバティブ市場は、商品種類別に

は、株価指数が5896万枚（前年比4.1%増）、個別株が7570万枚（同7.4%増）、農産物が1458万枚（同10.8%増）でした。全商品出来高は、表1の29参照。

② Euronextは、そのデリバティブとコモディティの清算にLCH SAを利用してきましたが、2017年4月、ICEとICE Clear Netherlandsで清算する旨の契約を締結しました。ところがLSEとDGAGの合併がご破算になったため、Euronextは、ICEと調印した清算の取り決めを終了させ、LCH SAと金融及びコモディティの上場デリバティブの清算について今後10年間も継続して提供する旨の契約を締結しました（会報第113号1、同114号35.及び115号31）。

c. LSEG・LSEDM

LSEGは、多くの主要投資銀行及びCBOEとともに金利先物を取引するCurveGlobalを設立し、2016年9月にLSEGの100%子会社であるLSEDMの取引システム SOLA で取引を開始しました。2018年の出来高は、987万枚（前年比19.1%増）でした。清算はLCH Limited（LCH Spider）が行います。2018年4月にSONIA（3ヵ月）先物を上場し、2018年の出来高は、56万枚でした。

LSEGは、2017年5月、Citigroup Inc.（Citi）からCiti債券ポートフォリオ分析事業イールドブック（Yield Book）及びCiti債券指数（世界国債指数（WGBI）を含む）を買収しました。

LSEGは、その所有するLCH Group Holding Limited（LCH）持分を15.1%増加させ、80%に引き上げました。

d. 清算・決済

① IFEUは、従来、ロンドン市場での取引はLCH Limitedで清算してきましたが、ICEによるNYSE Euronext買収に伴い、2013年7月から、取引の清算をそれまでのLCH LimitedからICE Clear Europe Limitedに変更しました。

② LCH SAとEuronext、デリバティブ清算サービス契約を更新

LCH SAとEuronext N.V.は、(i)金融及びコモディティの上場デリバティブの清算サービスを今後10年間継続して提供すること、(ii)清算手数料の5%から15%の目標での2019年からの引き下げ、(iii)LCH SAの融通性と収益性の向上、(iv)EuronextがLCHグループの現在の持分2.3%をLCH SAの少数持分11.1%と交換すること、(v)LCH SAが当該グループの上場デリバティブの弾力性と効率性を高めるため、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）のMillenniumITを使用すること、で調印しました（2017年8月8日）。

③ LMEは、25年間、LCH Limitedで取引の清算を行ってきましたが、2014年9月から、新たに設立したLME Clear Limitedで取引の清算を行っています。

e. LCH

① LCHとClearnet

LCHは、1888年設立の英国の独立系清算機関、Clearnetは、1969年設立のEuronextグループ内の清算機関です。2003年12月に対等合併し、ともに新たに設立された持株会社（LCH.Clearnet Group Limited）の子会社となりました。

② LCH.Clearnet SA、LCH.Clearnet Limitedの名称をそれぞれLCH SA、LCH Limitedに変更しました（2016年4月、2016年12月）。

LSEGは、2013年5月、LCH.Clearnet Group Limitedの株式持分を2.3%から57.8%に増やし、2017年5月、さらに6.8%を買収しました。

③ 取引所取引の清算

取引所デリバティブ取引では、Euronext Derivatives、LSEDMなど、取引所株式取引ではEuronext、BATS Chi-X Europe、SIX、LSE-SETSなどの取引の清算を行っています。

④ 店頭取引の2018年清算実績

店頭取引では、SwapClear（金利スワップ取引）の2018年取扱量が1077兆ドル（前年比23%増）、店頭インフレーション・スワップ（2015年5月開始）が同3.1兆ドル（同約3倍増）、EquityClear（株式）が同11.5億取引、ForexClear（外国為替）が同11兆ドル（同約3倍増）、CDSClear（CDS）が1.1兆ドル（過去最高）、RepoClear（ドイツ等の国債等の現金担保付債券貸借（レポ取引））が同175兆ドル（同25%増）、バイサイド清算モデルが1兆ドル、そのほか、電力、OTCガス取引、タンカー輸送量を含む運賃契約などの清算を行っています。

⑤ LCH Limitedは、SwapClearサービスに新しい種類の顧客口座（CustodialSeg account）を導入し、証券保管機関レベルで分別管理された資産について、バイサイド顧客が担保を清算機関に直接（清算会員を通さず）差し入れ、その担保に対する受益権はそのまま保持し続けることができますようにします（2017年8月14日）。

⑥ LCH SwapAgentが最初のスワップション取引を完了させました。

⑦ LCHは、長期金利先物及びスワップをカバーする蜘蛛（Spider）ポートフォリオ証拠金サービスを導入しました（2018年11月19日）。

⑧ LCH、バイサイド・レポ清算に新モデルを導入

LCHは、バイサイド・レポ清算について、RepoClearがスポンサーの清算が年金等のバイサイド業者にLCHへの直接アクセスを提供する等の新モデルを導入しました（会報第114号64参照）（2017年9月）。

⑨ 日本での業務の認可

日本の金融庁は、LCH.Clearnet Limitedが日本の銀行が行った日本円を除く通貨建ての店頭金利デリバティブ取引を清算する業務を認可しました（2016年4月8日）。SwapClearにより清算します。外国清算機関が日本での業務に認可を受けるのは、これが

初めてです。日本の銀行は、SwapClearの清算サービスにアクセスするには、これまで海外の子会社を通さなければなりませんでした。

金融庁は、ロンドン清算会社（LCH Ltd）が日本の銀行及び顧客のために受渡しを伴わないFX先渡取引（FX NDF）を清算することを認可しました。LCHは、すでに円以外の通貨の店頭金利デリバティブを清算する許可を得ています（2018年11月14日）。

(10) LCH SwapAgent、最初の取引を完了

非清算店頭金利デリバティブ市場の中央清算を行うLCH SwapAgent^{*}が、2017年9月7日、最初の取引を完了しました。取引は、スイスフラン建て金利スワップ及びユーロ建てインフレーション・スワップで、MarkitSERVを通して処理されました。

※ LCH SwapAgentは、店頭二者間金利&FX市場の中央取引処理、評価、証拠金制度、リスク計算及び最適化を提供し、二者間店頭市場インフラ並びにend-to-end（端から端まで）の業務及び処理の標準化及び能率化を可能にします。

(2) EUの規制

EUには、規制市場が95（前年比▲39）（2019年2月現在）（うちドイツ7、フランス4）、中央清算機関が17あります。

a. MiFID II

金融商品市場指令 II（MiFID II, Markets in Financial Instruments Directive II）（2014/65/EU）及び金融商品市場規則（MiFIR, Markets in Financial Instruments Regulation）（600/2014）を合わせてMiFID IIといい、2007年11月施行の金融商品市場指令（MiFID）（2004/39/EC）（2005年制定）を廃止し、見直したものです。MiFID IIは、2010年12月に発表され、2011年10月に最終案が発出されました。最終決定が遅れていましたが、2014年1月に合意に達し、2018年1月3日に施行開始されました

(当初予定2017年1月から延期されました)。

MiFID IIは、投資業者、取引場所、取引情報蓄積機関及びEUで投資サービスを提供する域外業者に適用されます。MiFID IIは、(i)幅広い資産の透明性の確保、(ii)デリバティブ取引場所提供者の義務、(iii)アルゴリズム取引及び高速度取引の定義、投資業者及び取引場所の資格要件、(iv)コモディティ・デリバティブに対する建玉規制及び報告要件の新たな監視手段の設置等、流通市場の機能に対する変更・規制強化や投資家保護の強化を行っています。

① CFTCとEC、共通規制・アプローチ

CFTCと欧州委員会(EC)は、EU又は米国において許可を受けたデリバティブ取引施設、非清算スワップ(uncleared swap)に対するEU証拠金要件の比較可能性決定、同等性(代替的遵守)、取引施設、米欧間のCCP等について互いの規則を認め合い、共通の規制・アプローチを相互にとります(会報第116号2017年市場の現状4.2)参照)。

② 欧州の金利スワップ中央清算義務開始

欧州の金利スワップ中央清算強制が、EMIRに基づき、2016年6月に開始しました^{*}。対象となる金利スワップは、ユーロ、英ポンド、日本円(FRAを除く)及び米ドル建てで、fixed-to-float金利スワップ(所謂プレーンバニラ・スワップ)、float-to-floatスワップ(所謂ベシス・スワップ)、金利先渡契約(FRA)及びオーバーナイト・インデックス・スワップです。非清算の想定元本残高80億ユーロ超の資産運用者に適用されます。

^{*} 大手銀行(カテゴリ1)を対象とします。カテゴリ2は2016年12月、カテゴリ3は2017年6月に開始します。

③ 取引に関連する費用の開示

MiFID IIでは、調査費用の透明化と報告の区分化を求めており、証券業者が提供する有価証券の売買執行とアナリスト調査を分離し、それぞれの対価を明示する必要があります。例えば、「朝のお知らせ」(前日の見出しやその日に向けての見通しを盛り込んだ情報)を顧客に送付する場合、その費用を請求

するか、配布を制限するか、あるいは内容のないものにするか、求められる可能性があります。

米国でも、NFAは、一般顧客向け外為のコストの顧客への開示-NFA法令遵守規則第2-36条(外為取引に関する要件)及びNFA法令遵守規則第2-43条(外為注文)に関する規則を改正しました(2018年4月5日)。同改正は、外為ディーラー会員(FDM)に顧客にとっての外為取引のコスト(①手数料、②マークアップ又はマークダウン、③中間点からのスプレッド・コスト)を開示させます。

(3) 英国の規制

a. 2000年金融サービス市場法

英国では、投資者保護や投資業についての初めての包括的な規制となる金融サービス法が1986年に保守党により制定されました。このときの制度改革は「ビッグバン」と呼ばれています。それ以前は、1958年詐欺防止法等の個別の立法や取引所の自主規制によって対応していました。1997年5月に労働党が総選挙で勝利し、2000年金融サービス市場法が制定され、中央銀行の銀行及び市場の監督・監視部門が、さらに証券先物協会(SFA)等各自主規制機関がFSAに統合されました。

2010年5月に発足した保守・自由民主党の連立政権は、金融安定化のため、中央銀行内に金融基本方針委員会(FPC)を設置し、2000年金融サービス市場法が2010年金融サービス法(2010年4月、施行は2011年6月)により改正されました。

英国においては、2013年4月、従来FSAが一元的に担っていた健全性規制と行為規制とを分離して、中央銀行の下部機関ですが、業務上独立した健全性規制機構(PRA、Prudential Regulation Authority)を設置し、預金受入機関、保険会社、一部の大手投資業者の健全性の監督をします。FSAは、金融行為機構(FCA、Financial Conduct Authority)と名称変更し、消費者保護、行為規制(PRAの監督下

の業者を含む)、市場監視及び健全性 (PRA監督下の業者を除く) に焦点を合わせます。

b. 英国における投資詐欺

FCAは、2018年に総額1.97億ポンド、1人当たり2.9万ポンドを超える損失があったと投資詐欺について注意喚起しました。株式、債券、外為及び暗号資産への投資が2018年に報告された投資詐欺の85%を占め、これらの54% (2017年の45%) がオンラインでの接触によるものでした。

c. バイナリー・オプションの英国での管轄

以前は、英国では、バイナリー・オプションは、英国内の遠隔 (remote) にギャンブル施設がある場合に限り、ギャンブル委員会が管轄してきました。遠隔でない場合のバイナリー・オプションに対する規制はありませんでしたが、2017年11月、FCAがバイナリー・オプション投資のリスクについて消費者に注意喚起する文書を発出し (会報第115号37参照)、その文書の中でバイナリー・オプションがFCAの管轄であることを明確にしました。

d. 上級管理者及び証明制度 (SM&CR)

FCAは、業者のより幅広い役職員を新行為規範の対象とする上級管理者及び証明制度 (SM&CR) を新たに制定しました (2016年6月施行) (会報第108号18参照)。

FCAは、従来の認可者制度から置き換える上級管理者・証明制度 (SM&CR) を全金融サービス業者に拡大する提案を行いました (2017年7月26日)。SM&CRの目的は、①個人的な責任を持つ全レベルでスタッフのカルチャーを励ますこと、②業者とスタッフが責任の所在を明確に理解し、説明できるようにすることです。

(4) Eurex

Eurexは、1988年に設立され、1994年にDBAGに買収されたドイツ先物取引所 (DTB) と1986年に設立されたスイス・オプション金融先物取引所 (SOFFEX) が1998年に取引・清算システムを統合して成立した共同市場です。DTB、SOFFEXともに設立当初から電子取引のみを行っていました。

2012年1月、SIXがその50%持分をDBAGに売却し、EurexはDBAGの100%子会社になりました。

清算は、Eurex Clearing AGが行います。Eurexの100%子会社で、1998年9月に設立され、Eurexでの取引の清算以外にも、金利スワップ、株式デリバティブ及びCDSの店頭取引並びに欧州各国債の市場・清算サービス、レポ取引、証券貸付、CDS取引、株式取引等の清算サービスを提供しています。

a. 2018年の出来高

Eurexの2018年の出来高は、商品種類別では、BUNDなどの金利が6億2846万枚 (前年比8.0%増) と全体の32.2% (前年34.7%)、株価指数が9億5123万枚 (前年比16.2%増) と全体の48.7% (前年48.9%) を占め、残り20%のほとんどは個別株オプションです。全商品出来高は、表1の4参照。Eurexは、2018年に10通貨ペアのローリング・スポット (外国為替証拠金取引) 及び9通貨ペアの伝統的な先物を上場し、2018年の出来高はそれぞれ7,861枚、6,872枚です。MEFFも2019年第2四半期に17通貨ペアのローリング・スポットを上場予定です。

b. KRX及びTAIFEXとの提携

Eurexは、KRXと提携して (2010年8月)、KOSPI200オプションを原商品とする先物を欧州及び米国の日中に取引しています。Eurexでの2018年の出来高は、3860万枚 (前年比48.0%増) です。TAIFEXともTAIEX株価指数のオプションと先物について提携しました (2014年5月) が、上場を廃止しました (2017

年11月)。

**c. フランクフルトの金融センターとしての機能を
充実、アジアをカバーする取引時間**

DBAGは、2020年までに1850万ユーロを投資してフランクフルトの証券取引所ビルの金融センターとしての機能を充実させます。

Eurexの取引システムT7は、株価指数や債券等の一部の商品の取引時間を月曜日から金曜日の01:00a.m.CET^{※1} (02:00a.m. CEST^{※2}) 開始 (従来は、取引前段階が07:30 a.m.CETに開始) (終了はこれまでどおり22:00 CET) とし、アジアが取引する時間を延長しました。実施開始は、2018年12月10日。この取組みを「Eurexはアジアの取引所になりつつある」と評する者もいます。

※1 Central European Time

※2 Central European Summer Time

(5) その他の欧州・アフリカの先物取引所

a. IFEU以外の英国の取引所

IFEUのほか、英国には、個別株及び株価指数の先物・オプションを主に取引するLSEDM (金利先物はCurveGlobal)[※] (2018年出来高987万枚、前年比19.1%増)、金属のLME (同1億8478万枚、17.4%増) があります。

※ LSEGが2013年7月、それまで51% 所有していたTurquoise Derivativesを買収し、LSEDMと名称変更しました。Turquoiseは、2008年に主要投資銀行により設立され、今後も汎欧州の現物株の多国間取引システムの業務を継続します。

b. ロシア

① MOEX

ロシア取引システム (RTS) 証券取引所とモスクワ銀行間通貨取引所 (MICEX) が2012年に合併してMOEXとなりました。

② 2018年の出来高

MOEXは、通貨、金利、株価指数、石油等の先物・オプション及び個別株先物を上場し、うち、米ドル／ルーブル先物4億9623万枚 (前年比▲15.9%) が全体の33.1% (前年37.2%) を占めます。全商品出来高は、表1の6参照。

c. トルコ

TurkDexが2001年に設立され、2012年12月にIstanbul Gold Exchange及びIstanbul Stock Exchangeと合併してBorsa Istanbulとなりました。Borsa Istanbulは、2013年12月に株式会社化され、NASDAQがBorsa Istanbulの株式5% (さらに2%のオプション付き) を取得しました。

トルコリラ/米ドルの通貨 (2018年出来高9130万枚、前年比41.5%増)、株価指数 (同5518万枚、同25.8%増) 等の先物・オプションを上場し、2018年の全商品出来高は、表1の21参照。

d. 北欧、ハンガリー、イタリア、スペイン、ポーランド、ギリシャ、ノルウェー、イスラエル、オーストリア

NASDAQグループの北欧の取引所は、金利、債券、株価指数等を上場し、2018年の全商品出来高は、8727万枚 (前年比1.0%増) です。このほかNasdaq Commoditiesは電力、運送料等を上場し、同じく165万枚 (同▲41.5%) です。

Nasdaq清算会員がNasdaqスウェーデン電力市場において債務不履行となりました (2018年9月)。その原因は、清算機関のレビューの不備とされ、規則変更をもたらさないとされています。

ハンガリー BSEは、47種類 (前年41種類) の通貨先物・オプション (2018年出来高611万枚、前年比▲6.0%) や個別株先物を取引し、全体では同じく670万枚 (前年比▲4.5%) でした。

イタリア取引所は、株価指数、電力、個別株オプション等を上場し、同じく3624万枚 (同6.1%増)

でした。

スペイン金融先物取引所 (MEFF) は、株価指数、配当、個別株先物・オプション等を上場し、同じく4350万枚 (同▲2.4%) でした。

ワルシャワ証券取引所は、ポーランドズロチの通貨、株価指数、個別株先物、短・中・長期金利等の先物を上場し、同じく816万枚 (同7.1%増) でした。

アテネ・デリバティブ取引所は、株価指数、個別株先物等を上場し、同じく1395万枚 (同▲28.3%) でした。

Oslo Borsは、株価指数、個別株オプション等を上場し、同じく943万枚 (同▲12.6%) でした。

テルアビブ証券取引所 (TASE) は、シェケルの通貨オプション、株価指数先物・オプション等を上場し、同じく4811万枚 (同3.1%増) でした。

The Order Machine (TOM) は、2017年5月閉鎖され、建玉はEuronextに移管されました。

e. 南アフリカ

ヨハネスブルグ証券取引所 (JSE) は、南アランド、ケニアシリング等の通貨 (全通貨の2018年出来高は、7005万枚、前年比8.6%増)、農産物、貴金属等の先物・オプションを上場しています。2018年全商品出来高は、表1の26参照。

f. その他のアフリカ

アフリカでは、JSEがあるほか、いくつかの国で先物取引所が設立されています。東アフリカ・コミュニティ (ケニア、ウガンダ及びタンザニア) とルワンダのコモディティ取引サービスを提供する東アフリカ取引所 (EAX) は、アフリカ取引所持株会社 (AFEX) の子会社です。ザンビア債券・デリバティブ取引所 (BADEX) は、米ドル、英ポンド、ユーロ及び南アランドの対クワチャ通貨先物が上場されています。ケニア・ナイロビ証券取引所がNEXT (NSE Derivatives Market) での株式や金利のデリバティブ取引を行っています。地域証券取

引所 (BRVM) は、西アフリカ8か国にサービスを提供しています。

5. アジア・太平洋地域

(1) インド

1952年先渡契約規制法が1992年インド証券取引委員会法に統合され、証券取引を管轄するインド証券取引委員会 (SEBI) とコモディティを管轄する先渡市場委員会 (FMC) が合併しました (2015年9月)。コモディティ・デリバティブが有価証券に含められ、従来はFMC管轄であったコモディティを取引する取引所を含め、全ての取引所がSEBI管轄の証券取引所になりました。

証券取引所には、2019年2月現在、現物株式市場5 (2017年3月比±0)、株式デリバティブ市場3 (同±0)、通貨デリバティブ市場3 (同±0)、コモディティ・デリバティブ市場5 (同▲1) があります。

NSE、BSE及びMSEは、外国の取引所への株価指数のデータ提供をやめることとし、データを使ってきたSGXと裁判所で争っています (会報第116号16参照)。解決は、2020年末までかかる見通しで、それまでは、SGXは、継続して株価指数を取引できます。

a. 各取引所の2018年の出来高

当初、通貨先物は、インドルピー／米ドルに限られていましたが、2010年1月、ユーロ、英ポンド及び日本円にも拡大しました。

NSEは、インドルピーの通貨、株価指数、個別株の先物・オプションを上場しています。全商品出来高は、表1の1参照。NSEは、新たに米ドル／インドルピーの、毎週金曜日に期日が到来する、オプション及び翌日物コール金利であるMumbai

Interbank Offer Rate (MIBOR) の先物を2018年12月3日に上場しました。

BSEは、インドルピーの通貨、91日政府短期証券、株価指数、個別株の先物・オプションを上場しています。全商品出来高は、表1の10参照。

MSEは、2008年に設立され、インドルピーの通貨先物だけを取引し、2018年の出来高は、1028万枚（同▲48.1%）でした。

MCXとNCDEXは、農産物等だけを取引し、2018年の出来高は、それぞれ2億3034万枚（同16.0%増）、1554万枚（同10.0%増）でした。

b. 規制等

① 市場参加者

2019年2月現在、株式デリバティブ・ブローカーが2,566（2018年1月比102増）、通貨デリバティブ・ブローカーが2,187（同▲123増）、外国ポートフォリオ投資家(FPI, foreign portfolio investors)が9,351（同309増）です。

② SEBI、コモディティ・デリバティブと証券の統合免許制度を導入

SEBIは、市場参加者がコモディティ・デリバティブと証券の両方の取引を、統合した免許でできるようにします*（2017年4月）。

※ FMCとSEBIの合併（2015年9月、会報第106号49）の結果として、コモディティ・デリバティブ業者もSEBIが管轄することとなりましたが、これまで1957年証券契約（規則）ルール（「SCRルール」）及び1992年SEBI（証券業者及び準業者）規則（「証券業者規則」）に基づき、コモディティ・デリバティブを取引する証券業者／清算会員は、他の証券を取引する場合には（逆も真）、別の事業体を設立しなければなりません。SEBI役員会は、この規制を取り除くため、証券業者規則の改正を認可し、インド政府にSCRルールの改正を勧告します。

③ 海外投資家に関する規制

従来の外国機関投資家（FII, foreign institutional investors）のサブ口座及び適格外国投資家（QFI, qualified foreign investors）を一つにまとめて、FPIとしてSEBIが認可した指定預託参加者への登録

制度に統合しました。このほか、外国投資家による国内FXデリバティブ市場等参加及びオフショア・デリバティブ商品（ODI, offshore derivative instruments）については、会報第108号2015年市場の現状5.(1)b.参照。

④ FPIによる金利先物の建玉に別枠の上限

インド準備銀行（RBI）は、FPIによる金利先物に500億ルピーの別枠の上限を設けました（会報第116号25参照）。

⑤ オプション取引の解禁

(i) インドルピー建て金利オプション

RBIは、取引所取引及び店頭取引のインドルピー建て金利オプション取引の導入を決定した旨告示しました（2016年12月）（効力発生2017年1月）（会報第112号21参照）。

(ii) コモディティ・デリバティブ取引所におけるオプション

コモディティ・デリバティブ取引所においてオプション取引が解禁されます（現在は個別のコモディティの先物取引だけが行われています。）（2016年9月）。今後SEBIが指針を作成し、オプション取引を開始したいコモディティ・デリバティブ取引所は、SEBIの事前の認可を受けます。

(iii) コモディティ先物オプション

SEBIは、コモディティ先物オプション取引を認める指針を出しました（2017年6月13日）。各取引所は、試験的に、当初、過去12ヵ月の取引金額（農産物20億ルピー以上、その他100億ルピー以上）が多いコモディティ先物5銘柄のうち一つだけを原商品とする商品を上場できます。

⑥ INX、取引開始

BSEは、子会社であるINXをGujarat International Finance Tech (GIFT) 市の国際金融サービスセンター (IFSC) に設立する認可を企業省から受け(2016年8月)、通貨、株価指数、個別株、非鉄金属及び貴金属の取引を開始しました（2017年1月）。今後預託証書及び債券に拡大する予定です。INXには、税制

優遇があります。

INXは、CMEグループ内の取引所とリンクして国際的な取引所での取引へのアクセスを提供します。

⑦ 市場参加者にAI及びMLについて報告義務

SEBIは、テクノロジーの有利性が投資家に誤表示されないようにするため、市場参加者が提供し、使用する人工知能（AI）及び機械学習（ML）のアプリケーション及びシステムについて四半期ごとに報告させることとしました（2019年1月4日）。

(2) シンガポール

シンガポールには、認可取引所（approved exchange）としてシンガポール取引所の子会社である証券取引所SGX-STとデリバティブを取引するSGX-DT、ICEの子会社であるIFS、並びにパーム油及びUSD/CNHを上場するAPEXがあります。

SGXは、SGX Americaオフィスをシカゴに開設しました（2017年10月17日）。

a. SGX-DT

SGX-DTの前身は、シンガポール国際金融取引所（SIMEX）で、下記先物取引法制定の前の1984年9月にアジア初の金融先物取引所として設立され、同年ユーロドル先物及びドイツマルク通貨先物の取引を開始しました。設立にあたっては、CMEの取引制度や規制を導入しました。その後1986年3月に先物取引法が制定され、同法は2001年に証券・先物法に統合されました。1999年12月、証券取引所との合併を機に名称を現在のSGX-DTに改めました。

SGXは、2017年2月、自主規制部門を新たに設立した別会社（RegCo）に移管しました。

① 2018年の出来高

SGX-DTは、日本、台湾、シンガポール、インド、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア及びオーストラリアのアジア10カ国の株価指数

及びStrait Timesや新興市場指数の先物・オプションが1億8212万枚（同21.6%増）と全体（表1の23参照）の89.6%（前年92.6%）を占めています。通貨先物・オプション全銘柄の合計出来高は、1837万枚（前年比83.7%増）でした。うちINR/USDが1281万枚（同61.1%増）でした。そのほか、ゴム、Mini日本国債、配当等の先物を上場するほか、SGXで鉄鉱石や運送料等を上場しています。

ユーロドル金利先物の出来高が2007年になくなり、ユーロ円金利先物の出来高も2018年にはなくなりました。

② NSEとのSGX ファミリーのライセンス契約消滅についてNSE等と裁判所で争っています（会報第116号16、20参照）。2018年のSGXにおけるNifty関連の先物・オプションの出来高合計は、2160万枚（前年比▲1.4%）、一方NSEは22億7825万枚（同60.8%増）でした。

③ APEXは、2018年5月から取引を開始し、2018年の出来高は852万枚でした。

b. IFS

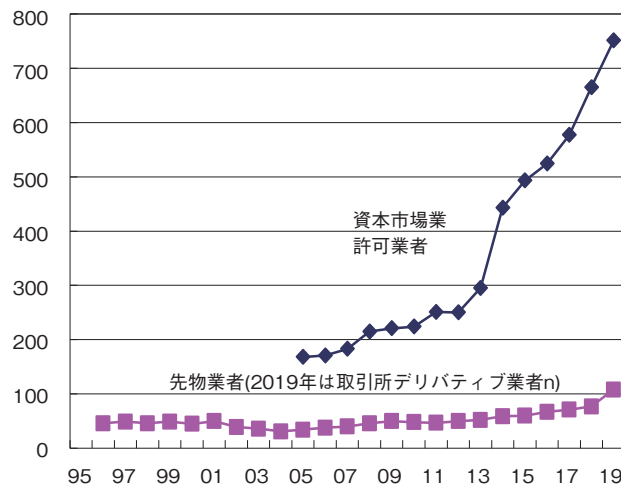
ICEが2013年11月にSMX100%を買収し、SMXとその清算会社は、それぞれIFS及びICSと名称変更しました。IFSは、2015年11月17日、原油、軽油、金及び中国元（オフショアとオンショア）の先物取引を開始しました。最終決済は、シンガポールにおける受渡決済である金先物を除き、差金決済。清算機関はICSです。

IFSの2018年の全商品出来高は、257万枚（前年比12.1%増）でした。

c. シンガポールの業者数

資本市場業許可業者（capital markets services licensee）は、図5のように、2019年2月現在、751社（前年2月比86社増）となっています。うち、取引所取引デリバティブ商品を取り扱う業者は108社（前年2月先物業者数比31社増）、レバレッジ外国為

図5 シンガポールの業者数



替取引を行う業者は31社（同▲3社）です。

d. MAS、一般投資家保護強化

シンガポールは、MASが非伝統的投資商品をその管轄にできるようにし、現在の個人に対する認定投資家の適格基準である実個人資産200万Sドルに「そのうち主たる住宅は上限100万Sドル」の条件を付け、主たる住宅が主な富である個人は、一般投資家とします（2017年1月）。

(3) オーストラリア

① 先物取引所の変遷

オーストラリアでは、先物取引所の設立もその電子取引化も比較的早く、ASX 24（旧SFE）は、1960年に羊毛の先物取引所として設立され、1999年11月に立会場取引から完全電子取引SYCOM（現在はASX Trade24）に移行しました。

2006年7月にASXがSFEを買収し、完全子会社としました。これより前、SFEは、1992年にNZFOEを買収、2000年9月に株式会社化、同月に豪ドル建てCPや国債以外の債権の決済機関であるAustraclearを買収しました。NZFOEの商品は、2004年3月にSFEに移管されました。SFEは、ASX24に改名（rename）しました（2010年8月1日）。

ASX 24で行われた取引の清算は、ASX Clearing CorporationのASX Clear（Futures）で行います。

このほか、全豪証券取引所（NSX）や金融・エネルギー取引所（FEX）があります。

② 内部通報者保護法

オーストラリア議会は、2018年財務法改正法（内部通報者保護促進）（Treasury Laws Amendment（Enhancing Whistleblower Protections）Bill 2018）を2019年2月19日に可決しました。会社の不正行為を報告する内部通報者には、改善された保護が提供されます。

a. ASX 24及びASX

① 2018年の出来高

ASX 24の2018年の出来高は、オーストラリア及びニュージーランドのBA手形（90日）、オーバーナイト金利、国債などの金利先物・オプションが1億4397万枚（同6.9%増）で全体の89.8%（前年91.1%）を占め、そのほか、株価指数、小麦などの農産物及び電力の先物・オプションがあります。全商品出来高は、表1の27参照。

ASXは、株価指数、個別株の先物・オプションを上場します。CFDは、2014年6月、取引を取り止めました。全商品出来高は8769万枚（前年比▲12.8%）。

② ワン・セッション・オプション

ASX24の3年国債先物には、通常のオプションのほか、1夜間（one night session又はovernight）^{※1} オプション及び1日中（one day session又はintra-day）^{※2} オプション（これらを「ワン・セッション（1取引時間帯（session）オプション）」といいます。）を上場しています。

※1 3月第2日曜日から11月第1日曜日は5:10pmから7:00amまで、11月第1日曜日から3月第2日曜日まで5:10pmから7:30amまで。

※2 8:30amから4:10pmまで。

(4) 韓国

KRXは、証券取引所（KSE）、先物取引所（KOFEX）及び店頭株式市場（KOSDAQ）が2006年1月に合併してできました。KRXの中に証券市場部門、先物市場部門及び店頭株式市場部門があります。

a. KRX

KRXの2018年出来高は、KOSPI200オプションのほかは、米ドル／韓国ウォン等の通貨先物が7617万枚（前年比22.5%増）、3年及び10年国債先物が3813万枚（同11.2%増）です。そのほかKOSPI200先物、個別株先物等を上場しています。全商品出来高は、表1の7参照。

(5) 台湾

台湾には、台湾証券取引所（TWSE）、TAIFEX及び台北取引所（TPE x）（2015年に店頭証券市場（GTSM）から名称変更）があります。TAIFEXは、1997年に株式会社として設立され、翌年株価指数先物を上場しました。TAIFEXでの取引の清算は、TAIFEXの清算部門が行い、TSEC及びGTSMでの取引の決済・清算は、台湾集中保管清算会社（TDCC）が行っています。

① 2018年の出来高

TAIFEXは、株価指数、個別株、金等の先物・オプションを上場し、2015年7月に上場した米ドル／中国人民元（CHNとCNT）の2018年の出来高は、49万枚（前年比2.0%増）でした。全商品出来高は、表1の19参照。

② 提携、新商品等

EurexとTAIFEXは、EurexがTAIFEX株式5%を取得し、TAIFEXがTAIEX株価指数のオプションと先物をTAIFEX市場が閉まっている夜間に取引することで合意・実施しました（2014年5月実施）が、TAIEXのオプションと先物は上場を廃止しました（2017年11月）。

TWSEの子会社であるGlobal Link Securities Co. Ltd（Global Link）がSGXの遠隔取引会員となり、TWSE会員がGlobal Linkを通して直接SGX上場証券を取引できるようにすることで、台湾投資家による効率的かつ低コストな対外投資を可能にしました（2016年1月27日）。

GBP/USDとAUD/USDの通貨先物を、従来のEUR/USD、USD/CHN、USD/CNT及びUSD/JPYの通貨先物に加えて、上場しました（2018年1月22日）。

③ 台湾中銀、証券会社のFX業務規制緩和

台湾中央銀行は、証券会社が台湾ドル建てのスポットの取引及び外国為替デリバティブ商品の販売を取り扱うことができるようにしました（2017年1月9日）。同中央銀行は、2013年に証券会社に外国通貨対外国通貨（台湾ドルは含まない）のスポット外国為替業務の取扱いを認めています。

(6) 香港

香港には、持株会社であるHKEXの下に香港証券取引所（SEHK）、香港先物取引所（HKFE）、証券の清算を行う香港証券清算会社（HKSCC）、先物の清算を行うHKFE清算会社（HKCC）、オプション

の清算を行う香港証券取引所オプション清算会社 (SEOCH) の子会社があります。

HKFEは、1976年に香港商品取引所として設立され、綿花や砂糖を上場していましたが、現在はそれらの商品は取引されていません。2000年にHKEXの下に統合されました。HKEXは、2012年7月、LMEを買収しました。全商品出来高は、表1の20参照。

① 新商品等

HKEXは、株価指数、個別株等の先物・オプション、USD/CNH先物に加え、2016年には、オフショア中国元の対ユーロ、円、豪ドル及び米ドルの通貨先物を、2017年3月には、USD/CNHオプションを上場しました。2017年4月には、5年中国国債 (China MOF Treasury Bond) の先物を中国外で上場される初めての中国国債先物でしたが、2017年12月以降の出来高はありません。

② 市場急変時のリスク管理制度

HKEXは、証券市場及びデリバティブ市場の安全装置としてボラティリティ・コントロール・メカニズム (VCM) を、証券市場にクロージング・オークション・セッション (CAS) を導入しました (実施は2017年1月)。VCMは、取引停止や個別銘柄の価格制限を設けるのではなく、システムミック・リスクを引き起こす可能性のあるアルゴ誤作動やフラッシュ・クラッシュのような極端な事象発生に対応するため、先物価格が5分内の最後の取引価格よりも5%高くなった場合、5分間のクーリング・オフを発動するもので、株価指数先物に適用します。証券市場には2016年8月22日に導入済みです。CASは、過大な株式注文の流出入があったとき、引値で取引を執行します。

香港証券・先物委員会 (SFC) は、公衆が企業詐欺及び市場不正行為の建議、加えてSFCの捜査を助けることができる人物についての情報を報告し易いようにウェブサイトの新機能を導入しました。公衆は、今は、「企業詐欺及び市場不正行為の報告」ページを利用してオンラインで情報を報告できます

(2018年10月18日)。

(7) 中国

2010年4月から取引を開始した中国CFFEXは、株価指数、5年及び10年国債先物を、2018年10月には2年国債を上場し、2018年の全体の出来高は、2721万枚 (前年比10.6%増) でした。

農産物等を上場するのは、上海、大連及び鄭州の取引所です (1.(1)b.参照)。

a. 外資規制緩和等

① 中国は、一定の部門の金融サービスに関する外資規制を緩和します。証券会社については、出資比率上限を現在の49%から2017年に51%に引き上げ、2020年には全額出資を認めます (2017年11月10日)。

② CSRCは、デリバティブ、債券買付、プライベート・ファンド等について、「適格外国機関投資家 (QFII)」^{*1} 及び「人民元 (RMB) 適格外国機関投資家 (RQFII)」^{*2} に認める国内証券及び先物投資の管理施策に関し、一層の外国投資を認めるための規制緩和を市中協議に付しました (2019年1月31日)。

※1 2002年導入

※2 2011年に制定された中国本土の債券及び株式市場に直接投資するRQFII割当量を保有する外国投資家で、業務実績10年以上、証券運用資産残高 (AUM) 50億ドル及びTier 1資本3億ドルの商業銀行又は業務実績5年以上、証券AUM50億ドル及び資本5億ドルの証券会社等に認める政治施策

b. 暗号資産での資金調達・取引・情報提供を禁止

中国人民銀行 (PBC) 等中国の規制当局は、ICO (initial coin offerings) (トークン (暗号資産) を発行して資金調達すること) が投機を発生させ、不法な金融取引の疑いを招くとして、①コイン販売による資金調達の特性と違法性、②コイン販売による不法な資金調達の禁止、③関連するプラットフォームの管理強化、④金融機関及びノンバンク決済機関のコイン販売資金調達及び取引に関連する業務の禁

止、について公告しました（2017年9月8日）。また中国は、海外及び国内の暗号資産取引及びICOに関連する情報を提供する全てのウェブサイトを開鎖することとしました（2018年2月5日）。

(8) マレーシア

① マレーシア・デリバティブ取引所は、パーム油、株価指数先物等を上場し、2018年の全商品出来高は、1373万枚（同▲2.1%）でした。

② マレーシア中央銀行（BNM）は、SGX^{*}及びIFS^{*}がマレーシア・リングット先物を最近上場したことについて、リングットは国際化された通貨ではなく、オフショア金融センターからの非受渡決済フォワードとして、又はマレーシア外での取引所における先物、オプションその他のデリバティブ契約のような、どのような形でも、オフショアでの取引はマレーシアの外国為替管理（FEA）方針・ルールに反し、2013年金融サービス法及び2013年イスラム金融サービス法に違反するとして、全ての市場参加者がFEAルールに従うよう要望しました（2017年8月9日）。

※ SGXのMYR/USDの2018年の出来高は、1,245枚、IFSでの2018年の出来高はありませんでした。

(9) その他のアジアの先物取引所

① カンボジア証券取引委員会（SECC）は、デリバティブ・ブローカー（DB）ライセンスの交付を開始しました。自己資本要件は、マーケット・メーカーになるには、中央取引相手が500万ドル、DBライセンスが25万ドルのカンボジア国立銀行への預託が必要です。

② ドバイ金&商品取引所は、通貨、株価指数、貴金属、エネルギー等を上場し、2018年全商品出来高は、2226万枚（前年比27.6%増）でした。うちインドルピー先物・オプションが1826万枚で82.0%（前

年82%）を占めます。

③ ドバイ・マーカンタイル取引所は、原油だけを上場し、同じく124万枚（同▲21.5%）でした。

④ TFEXは、個別株先物、株価指数、金及びタイバーツの通貨を上場し、同じく表1の32参照。

⑤ パキスタン・マーカンタイル取引所は、貴金属、エネルギー及び農産物の先物を上場し、同じく249万枚（同▲21.1%）でした。

個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告

2019年3月31日

一般社団法人 金融先物取引業協会 調査部

個人向け店頭バイナリーオプション取引¹（BO取引）は、2018年12月1日をもって、本協会の定める「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」に準拠した商品に完全移行してから5年を経過しました。

調査部では、昨年に続き、完全移行後のBO取引の状況について、同取引の取扱会員からの月次報告データを基に集計・分析しましたので、以下に報告します。

1. 取扱会員

前回報告（会報NO.116参照）の後、2018年5月に(株)外為どっとコムが新規取扱を開始した。また、Binary(株)が2018年7月に退会（2018年8月廃業）したことから、2018年12月31日時点の取扱会員数は8社、媒介による取扱会員は0社となった。

表1 取扱会員等の推移

年月	取扱会員数	媒介会員数	合計
2013年12月	6	1	7
2014年12月	7	1	8
2015年12月	8	0	8
2016年12月	7	0	7
2017年12月	8	0	8
2018年12月	8	0	8

※各月データの詳細は、別表1参照。

1 個人向け店頭バイナリーオプション取引：店頭バイナリーオプション取引のうち、個人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みをもって行われる取引（個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条）

2. 設定口座数、取引実績口座数

2018年12月31日の設定口座数は、2017年12月31日時点と比べて9.4%増加し、418,239口座となった。

2018年の月間平均取引実績口座数は、2017年の月間平均10,856.4口座と比べて2.5%増加し、11,126.6口座となった。なお、直近半年間においても2018年7月から12月の月間平均は11,347口座と増加している。

表2 口座数推移

年	設定口座数 (12月31日時点)	月間取引実績口座数 (12月)	月間平均取引実績口座数 (12ヵ月平均)
2013年	259,149	14,019	—
2014年	300,572	14,871	13,605.8
2015年	336,010	13,293	14,094.6
2016年	358,699	11,125	12,161
2017年	382,147	9,770	10,856.4
2018年12月	418,239	10,201	11,126.6

※各月データの詳細は、別表1参照。

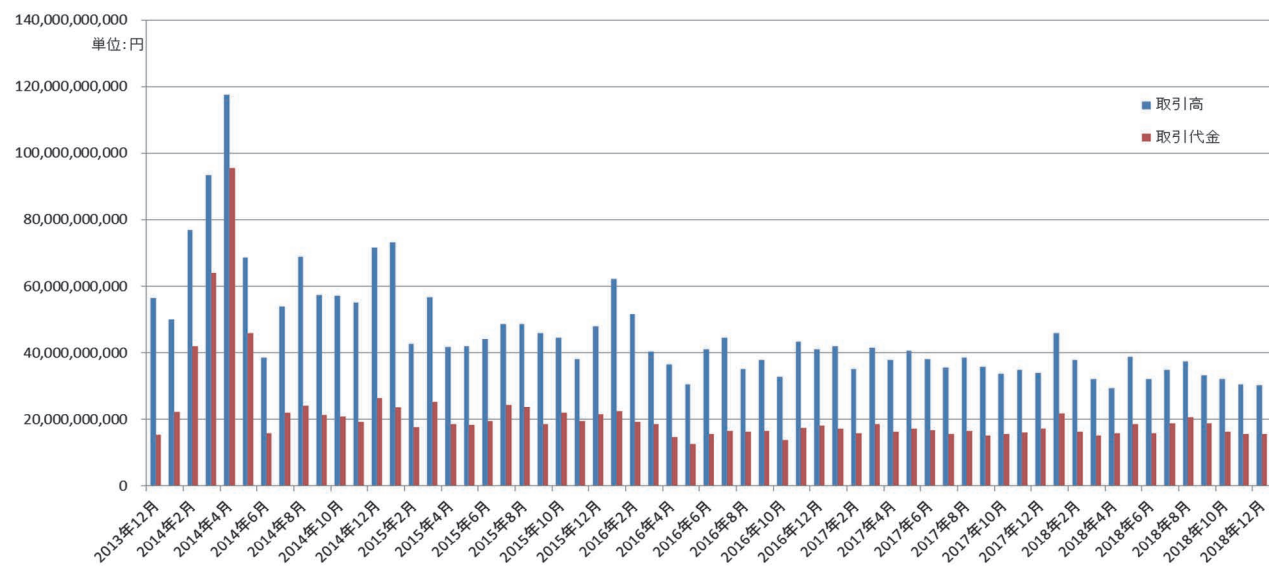
3. 取引高、取引代金

2018年の取引高累計額は、2017年の累計額4,482億円から7.45%減少し、4,148億円となった。

2018年の取引代金累計額は、2017年の累計額1,987億円から5.69%増加し、2,100億円となった。

年間の取引高累計額が2015年以降前年の累計額を下回っている一方、2018年の取引代金累計額は前年の累計額を上回った。

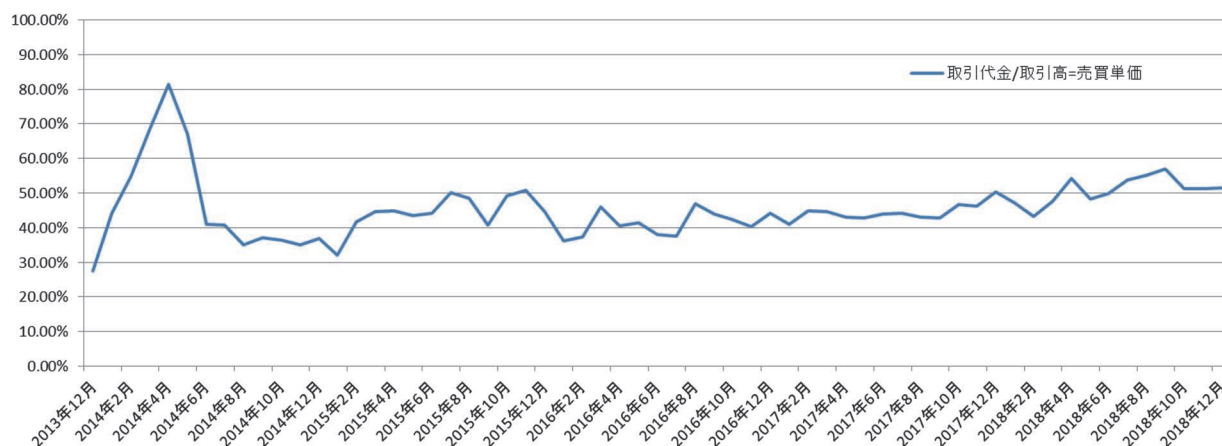
図1 個人向けバイナリーオプション取引状況



4. 取引単価（売買単価）

取引代金を取引高で除して推計される売買単価率（1単位当たりペイアウト額に対して売買された価格の割合）は、2015年43.95%、2016年40.80%、2017年44.33%、2018年50.64%となり、昨年と比べて6.31%増加しており40%から60%で推移している。

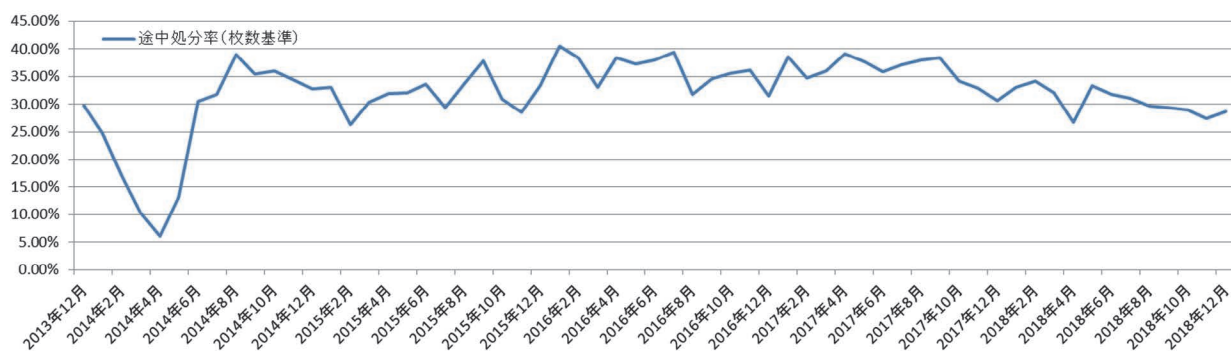
図2 取引高に対する取引代金の割合



5. 途中処分率

新規に取引された枚数のうち、期限の到来前に売却された枚数²の割合（途中処分率）は、2015年以降概ね30%から40%の間で推移している。

図3 途中処分率

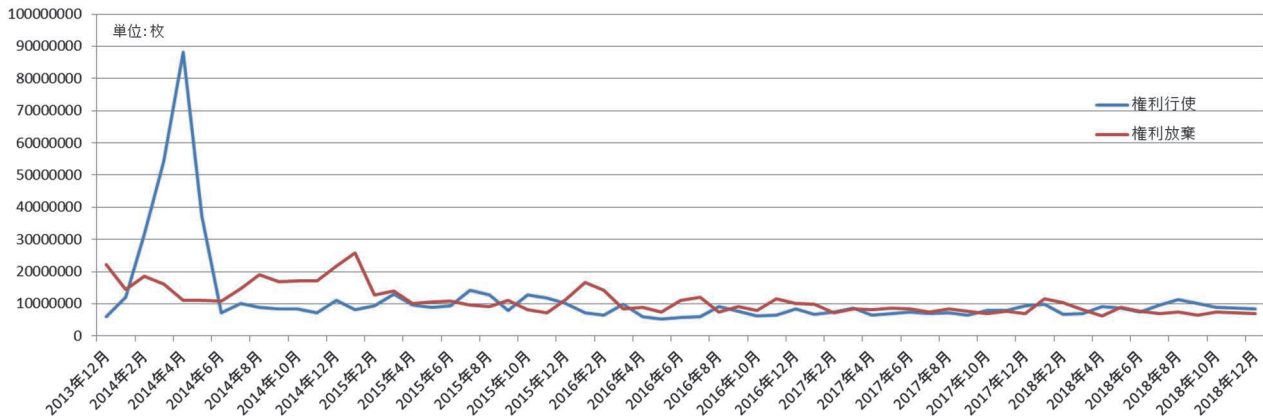


2 新規取引枚数、途中処分枚数については公表していない。

6. 権利行使・放棄の状況

統計開始当初は、ペイアウトを得た権利行使枚数と投資額を回収することなく終えた権利放棄枚数³に大きな乖離がみられたが、現在は安定的に推移している。

図4 権利行使・放棄の状況

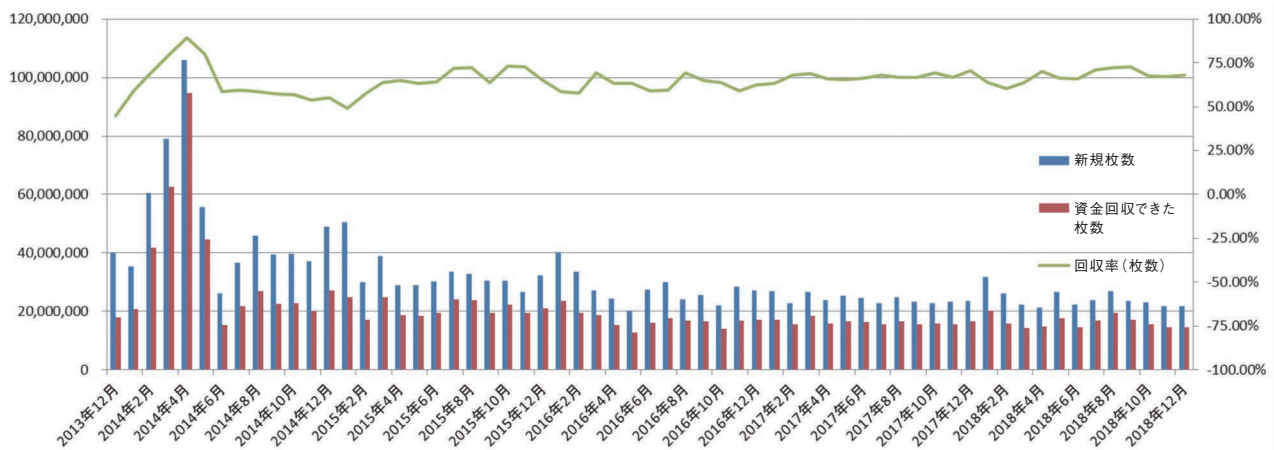


7. 顧客における資金回収状況（枚数ベース）

現行のBO制度では、顧客は権利行使によるペイアウトを受け取ることによって投資資金を回収するほか、期限の到来前に売却して投資資金を回収することができる。

統計公表当初の999取引⁴が見られた時期には、回収率が90%に迫る水準に達したが、現在の回収率は60%台後半を推移している。

図5 顧客における資金回収状況（枚数）



3 権利行使枚数、権利放棄枚数については公表していない。

4 取引期限間近に、イン・ザ・マネー状態となっているバイナリーオプションに狙いを定めて集中投資する取引方法

8. 顧客損益率及び損失顧客率⁵

取扱会員全体の顧客損益率及び損失顧客率は、別表2のとおり、2014年12月を最後に48ヵ月連続して顧客損益率が100%を下回っている。なお、2018年における損失顧客率は、表3のとおり70%台で推移し、利益を得た顧客口座の割合は30%を下回っている。

表3 顧客損益率及び損失顧客率

顧客損益率	記録した月数	損失顧客率	記録した月数
100%以上	0	80%以上	0
99%	2	79%	0
98%	1	78%	2
97%	3	77%	4
96%	3	76%	1
95%	1	75%	1
95%未満	2	75%未満	4

※各月データの詳細は、別表2参照。

以上

5 顧客損益率100%は顧客全体の損益が±0を示し、数値が高いほど顧客の損益が良好であったことを示す。損失顧客率100%は全顧客口座が損失となったことを示し、50%は損失となった口座と利益を得た口座が同数であったことを示す。

別表1 個人向け店頭バイナリーオプション取引状況及び顧客口座数、取扱会員数の推移

年月	取引状況（単位：円）					顧客口座数		取扱会員数	
	取引高	取引代金	うち新規取引	取引代金/取引高	新規/取引代金	設定口座	取引実績口座	取引会員	媒介会員
2013年12月	56,583,260,500	15,570,840,453	11,474,206,344	27.5%	73.7%	259,149	14,019	6	1
2014年1月	50,131,989,000	22,116,755,890	18,255,253,695	44.1%	82.5%	262,552	12,937	6	1
2014年2月	77,071,010,007	42,054,125,725	37,926,769,067	54.6%	90.2%	264,984	11,891	6	1
2014年3月	93,426,158,216	63,851,936,404	60,465,217,800	68.3%	94.7%	266,672	11,592	6	1
2014年4月	117,561,433,433	95,589,195,056	92,862,296,404	81.3%	97.1%	268,890	12,062	7	1
2014年5月	68,703,392,696	46,004,129,058	42,804,855,632	67.0%	93.0%	271,554	12,125	7	1
2014年6月	38,552,324,596	15,824,629,213	12,488,789,664	41.0%	78.9%	275,493	11,975	8	1
2014年7月	53,790,714,399	21,919,418,413	17,135,731,494	40.7%	78.2%	281,785	14,376	8	1
2014年8月	68,828,888,822	24,185,497,393	17,389,739,588	35.1%	71.9%	287,132	15,701	8	1
2014年9月	57,534,917,247	21,361,580,892	16,096,100,318	37.1%	75.4%	289,979	16,315	7	1
2014年10月	57,296,917,737	20,895,631,464	15,512,367,502	36.5%	74.2%	293,750	15,162	7	1
2014年11月	55,130,454,870	19,265,963,008	14,522,597,873	34.9%	75.4%	296,958	14,263	7	1
2014年12月	71,573,933,228	26,394,895,090	19,973,659,226	36.9%	75.7%	300,572	14,871	7	1
2015年1月	73,159,769,474	23,517,469,591	17,130,471,486	32.1%	72.8%	304,183	15,202	7	1
2015年2月	42,614,483,017	17,761,574,593	14,737,378,453	41.7%	83.0%	307,112	14,002	7	1
2015年3月	56,717,736,414	25,353,884,584	20,518,583,874	44.7%	80.9%	309,857	14,216	7	1
2015年4月	41,630,748,915	18,646,170,916	15,001,765,217	44.8%	80.5%	313,695	14,515	8	1
2015年5月	42,040,708,442	18,301,622,236	14,509,712,818	43.5%	79.3%	316,562	14,227	8	0
2015年6月	44,127,356,281	19,438,958,665	15,234,527,007	44.1%	78.4%	320,286	14,100	8	0
2015年7月	48,759,208,386	24,378,338,178	20,376,860,101	50.0%	83.6%	323,236	14,642	8	0
2015年8月	48,731,716,922	23,687,642,185	19,116,145,166	48.6%	80.7%	325,895	14,414	8	0
2015年9月	45,967,572,293	18,700,020,357	14,283,087,821	40.7%	76.4%	328,743	14,198	8	0
2015年10月	44,588,745,537	21,916,010,955	18,354,629,338	49.2%	83.7%	331,244	13,527	8	0
2015年11月	38,208,329,218	19,414,527,339	16,502,991,450	50.8%	85.0%	333,471	12,799	8	0
2015年12月	48,123,028,064	21,476,104,503	17,113,464,987	44.6%	79.7%	336,010	13,293	8	0
2016年1月	62,062,620,972	22,516,618,550	16,060,482,314	36.3%	71.3%	337,932	13,703	8	0
2016年2月	51,653,882,068	19,279,815,843	14,094,866,188	37.3%	73.1%	339,997	13,656	8	0
2016年3月	40,356,089,233	18,606,016,338	15,080,744,372	46.1%	81.1%	341,946	12,786	8	0
2016年4月	36,489,348,439	14,764,081,733	11,151,481,753	40.5%	75.5%	343,455	12,225	8	0
2016年5月	30,408,947,057	12,571,694,622	9,718,897,340	41.3%	77.3%	344,396	11,880	7	0
2016年6月	41,049,958,607	15,640,129,701	11,407,064,360	38.1%	72.9%	346,292	12,676	7	0
2016年7月	44,590,396,300	16,709,189,921	12,028,087,753	37.5%	72.0%	348,508	11,873	7	0
2016年8月	35,153,145,466	16,487,775,607	13,505,192,225	46.9%	81.9%	350,123	11,194	7	0
2016年9月	37,839,682,823	16,607,941,558	13,042,750,414	43.9%	78.5%	352,151	11,905	7	0
2016年10月	32,821,963,916	13,929,376,388	10,816,109,135	42.4%	77.6%	355,023	10,980	7	0
2016年11月	43,409,886,755	17,486,233,977	13,034,254,464	40.3%	74.5%	356,916	11,929	7	0
2016年12月	41,032,267,799	18,102,594,509	14,542,097,222	44.1%	80.3%	358,699	11,125	7	0
2017年1月	41,947,092,168	17,198,885,388	12,979,961,049	41.0%	75.5%	360,949	11,978	7	0
2017年2月	35,293,426,934	15,820,761,675	12,810,971,575	44.8%	81.0%	363,138	11,330	8	0
2017年3月	41,584,655,477	18,551,845,327	14,830,216,235	44.6%	79.9%	365,420	11,442	8	0
2017年4月	37,908,093,215	16,348,364,067	12,460,695,575	43.1%	76.2%	367,128	10,881	8	0
2017年5月	40,539,836,847	17,347,847,169	13,453,306,111	42.8%	77.6%	368,856	11,161	8	0
2017年6月	38,130,796,433	16,722,135,421	13,194,383,702	43.9%	78.9%	370,893	10,982	9	0
2017年7月	35,586,643,630	15,739,741,155	12,329,548,458	44.2%	78.3%	372,820	10,524	9	0
2017年8月	38,486,456,476	16,560,762,399	12,830,066,635	43.0%	77.5%	374,810	11,020	9	0
2017年9月	35,804,141,987	15,334,516,267	11,730,466,151	42.8%	76.5%	376,821	10,743	9	0
2017年10月	33,712,468,339	15,730,053,561	12,628,911,033	46.7%	80.3%	378,785	10,380	9	0
2017年11月	35,056,560,758	16,177,295,931	13,023,466,934	46.1%	80.5%	380,658	10,066	9	0
2017年12月	34,189,167,320	17,193,581,853	13,963,061,604	50.3%	81.2%	382,147	9,770	9	0
2018年1月	46,048,117,668	21,735,163,729	16,642,395,111	47.2%	76.6%	384,501	10,677	8	0
2018年2月	37,921,262,579	16,391,624,658	12,367,148,237	43.2%	75.4%	386,923	10,284	8	0
2018年3月	32,101,737,275	15,275,158,689	11,814,177,958	47.6%	77.3%	390,277	10,483	8	0
2018年4月	29,302,670,365	15,908,581,475	13,128,501,619	54.3%	82.5%	393,554	10,898	8	0
2018年5月	38,830,442,580	18,704,857,185	14,566,792,434	48.2%	77.9%	396,976	11,243	9	0
2018年6月	32,112,160,607	16,012,604,620	12,569,354,563	49.9%	78.5%	400,847	11,854	8	0
2018年7月	34,900,689,352	18,796,140,609	14,991,319,647	53.9%	79.8%	404,520	11,974	8	0
2018年8月	37,491,298,549	20,646,614,800	16,771,630,434	55.1%	81.2%	407,894	12,338	8	0
2018年9月	33,106,306,827	18,835,751,823	15,053,639,299	56.9%	79.9%	410,615	11,423	8	0
2018年10月	32,189,739,110	16,484,012,465	13,203,249,454	51.2%	80.1%	413,738	11,539	8	0
2018年11月	30,487,377,722	15,649,082,626	12,692,297,746	51.3%	81.1%	415,608	10,605	8	0
2018年12月	30,325,038,389	15,616,501,504	12,636,103,469	51.5%	80.9%	418,239	10,201	8	0

注1：取引高＝取引されたバイナリーオプションの想定元本額 想定元本額＝ペイアウトが発生した場合に授受される価額 取引高は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注2：取引代金＝取引されたバイナリーオプションの売買額（オプションプレミアム総額） 取引代金は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注3：新規取引＝取引代金からポジション解消のための取引による取引代金を差し引いた値

注4：設定口座＝バイナリーオプション取引を行うことができる顧客口座数 取引実績口座数＝期間中にバイナリーオプション取引を行った顧客口座数

別表2 個人向け店頭バイナリーオプション取引 顧客損益率及び損失顧客率の推移

單位：％

年	総計		GMOアフィリエイト(株)		トイザローステア(株)		G証券(株)		ワジエドFX(株)		FXプライムトラダ		JFX(株)		(株) 外為ドットコム		FOREX EXCHANGE(株)		PLANET TRADE、COM(株)		エッセイ証券(株)		(株) FXTトレード・証券		Binary(株)	
	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率
2013年12月	96.5	71.9	100	70.7	92.7	80.9	94.5	70.9	97.2	67.5	98.6	68.2	99.2	68.1	99.3	75.6	91.4	81.6	96.3	69.2	96.2	80.6	-	-	-	-
2014年1月	97.6	75.6	98	75.3	96.3	86	96	69.2	94.2	72.4	-	-	-	-	-	94.5	68.5	96.6	78.8	-	-	-	-	-	-	
2014年2月	100.2	79.5	100.5	79.3	96.8	82.5	97.6	72.4	101.2	69.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2014年3月	99.5	72.7	99.6	72.8	92.3	79.7	97.2	71.2	99.6	66.2	-	-	-	-	-	95.8	71	98	80.4	-	-	-	-	-	-	
2014年4月	99.8	69.9	99.8	68.9	96	83.4	96.8	73.5	100.6	64.6	-	-	56	77.8	-	-	-	95.7	67.2	96.9	78.1	-	-	-	-	
2014年5月	96.9	71.3	99	70.9	94.1	76.6	98.1	73.7	98	71.3	-	-	102.5	56.6	-	-	-	97.6	65.9	98.3	75.7	-	-	-	-	
2014年6月	96.5	77.2	96.8	77.5	95.5	81.7	97.1	70.6	94.5	77.3	-	-	98	60.5	-	117	50	95	70.8	95.7	80.8	-	-	-	-	
2014年7月	96.3	75.6	98.4	75.7	94.7	78.5	99.2	71.6	98.3	75.9	-	-	101.3	50	-	101.9	45.8	94.2	70.4	96.7	81.7	-	-	-	-	
2014年8月	100.7	75.4	101.8	75.9	92.3	78.5	98.1	70.5	97.5	76.5	-	-	121.7	35.3	-	111.6	36.3	95.2	66	95.1	80.7	-	-	-	-	
2014年9月	94.1	80.9	93.9	82.1	95	76.5	95.3	76.8	96.9	77.6	-	-	101.1	51.8	-	-	-	88.4	74.7	90.6	82.2	-	-	-	-	
2014年10月	95.5	78.9	95.6	79.3	93.3	77.4	96.9	74.4	94.6	80.1	-	-	100	46.5	-	-	-	91.7	71.6	91.3	85.6	-	-	-	-	
2014年11月	96.2	78.6	95.8	79.8	95.1	75.4	95.5	72.8	96.1	78.2	-	-	99.8	64	-	-	-	91.9	71.2	91.1	83.3	-	-	-	-	
2014年12月	100.4	72.7	102	71.4	95.9	74.8	95.7	72	91	79.8	-	-	97	73.8	-	-	-	89.7	72.2	97.6	79.9	-	-	-	-	
2015年1月	97.0	79.1	97.4	79.1	90.8	79.6	98.5	76.3	90.3	80.5	-	-	99.7	63.6	-	-	-	88.1	75.8	96.9	81.8	-	-	-	-	
2015年2月	95.6	76.9	95.6	76.8	89.6	80.6	98.7	70.4	91.5	80.1	-	-	94.2	61.8	-	-	-	92.6	71.1	95.5	78.6	-	-	-	-	
2015年3月	97.5	77.9	96.4	77.7	95.2	74.2	95.2	71	91.7	82.5	-	-	93.6	65.1	-	-	-	89.9	75.8	94	83.3	-	-	-	-	
2015年4月	95.7	78.6	95.1	80.3	93	76.2	99.3	70.7	96.1	78.6	100.2	65	95.3	62	-	-	-	90	72.9	91.8	78.6	-	-	-	-	
2015年5月	96.2	78.1	95.5	79.9	96.4	72.2	98.5	69	93.7	79.4	99.7	68.8	95.5	66.1	-	-	-	89.5	71.4	95.2	78.8	-	-	-	-	
2015年6月	96.3	77.5	96.1	78.7	94.7	76.1	96.4	72.9	94.1	81.2	99.2	67	101.3	55	-	-	-	88.2	73.3	95.6	79.9	-	-	-	-	
2015年7月	98.1	76.1	98.3	76.7	95	75.1	94.7	77.4	96.7	83.1	102.5	64.6	99.7	60	-	-	-	91.9	75.9	95.8	80.9	-	-	-	-	
2015年8月	96.6	74.2	98.9	74.9	96.6	73.3	96.2	72.8	95.2	79.5	101.9	65.9	104.4	58.5	-	-	-	93.2	68.5	97.5	75.2	-	-	-	-	
2015年9月	95.5	79.4	96.1	79.5	90.5	77.5	95.3	76.2	95.3	80.2	96.2	77.6	90.6	80.8	-	-	-	91.1	82.2	95.1	81.2	-	-	-	-	
2015年10月	96.3	74.2	98.5	74.1	90.1	75.8	97	75.1	96.7	78.2	100.9	67.4	110.4	40	-	-	-	93.3	73.1	94.8	78.8	-	-	-	-	
2015年11月	97.4	74.7	97.9	73.9	89.8	78	97.5	67.4	95.3	77.9	93.4	77.6	95.9	57.4	-	-	-	92.5	74.6	94.7	80.6	-	-	-	-	
2015年12月	95.7	76.6	95.9	79	92.6	70.9	98	74.8	93.8	81.6	95	77.9	110.5	46.9	-	-	-	91.5	71.9	93.4	75.7	-	-	-	-	
2016年1月	96.2	77.9	99.1	77.1	96.5	74.7	96.9	74.7	95.4	79.5	94.5	74.1	101.2	55.7	-	-	-	90.6	76.9	94.1	78.8	-	-	-	-	
2016年2月	95.8	77.9	96.1	77.8	95.6	76.8	96.6	75.4	93	83.3	96.7	73.2	97.7	54.9	-	-	-	91.1	73	91.9	81	-	-	-	-	
2016年3月	97.4	76.9	96.4	76.9	89	80.4	94.7	74	96	78.5	97.1	70.2	102.4	50	-	-	-	94	69.8	94.8	75.5	-	-	-	-	
2016年4月	94.2	78.8	90.8	80.2	93.7	76.7	95.1	70.7	97.6	79.5	94.5	71.7	111.2	37.5	-	-	-	91.5	75.5	93.4	79.6	-	-	-	-	
2016年5月	93.4	80.4	92.2	82.1	90.6	80.1	96.4	70	96.1	82.2	96.2	79	-	-	-	-	-	92.4	75.4	97.5	74.7	-	-	-	-	
2016年6月	96.7	77.1	97.1	77.7	92.1	79.1	95.7	64.9	90.7	83.2	97.2	70.1	-	-	-	-	-	92.8	75.9	97.4	75.4	-	-	-	-	
2016年7月	96.7	76.8	96.8	77.2	93.3	73.6	96.3	74	97.6	78.7	96.4	72.7	-	-	-	-	-	91.9	76.4	94.3	78.7	-	-	-	-	
2016年8月	97.4	74.8	98	73.8	89.7	78	98	68.1	90.5	81.9	99.7	69.8	-	-	-	-	-	95.2	74.3	92.3	89	-	-	-	-	
2016年9月	94.7	80.4	94.6	81.3	91	76.9	95.8	72	96.7	81.8	94	78.4	-	-	-	-	-	90.8	77.1	92.9	78	-	-	-	-	
2016年10月	95.2	77.1	96.9	78.9	95.2	77.4	96.1	78.7	93.7	82.4	96.1	74.2	-	-	-	-	-	92.2	74.7	94.2	79	-	-	-	-	
2016年11月	96.0	79.2	96	79.3	87.9	79.4	98.8	75.6	97.3	80.9	92.2	78.8	-	-	-	-	-	92.1	76.9	99	77.8	-	-	-	-	
2016年12月	95.9	77.6	96.5	77.9	90.7	74.9	96	72.3	90.6	83	95.2	72.7	-	-	-	-	-	91	72.5	92.6	76.5	-	-	-	-	
2017年1月	95.5	78.4	96.1	78.5	90.1	81.7	95.4	72.7	94.9	80.3	93.5	74.1	-	-	-	-	-	90.1	77.9	98.7	81.4	-	-	-	-	
2017年2月	95.9	76.9	96	77.5	93.5	73.9	97	69.2	93.7	80.2	96.1	75.4	-	-	113	20	-	94.7	73.7	98.6	73.4	-	-	-	-	
2017年3月	96.5	77.4	96.9	77.8	90.6	78.4	97	69.7	96.5	79.3	95.4	74.9	-	-	107.8	51.5	-	91.6	79.7	90.9	80.3	-	-	-	-	
2017年4月	95.9	77.5	95.6	78.5	94.7	73.1	100.5	66.2	92.6	80.7	95.6	73.7	-	-	-	-	-	88.8	72.1	92.2	77.3	-	-	-	-	
2017年5月	95.6	77.5	95.6	78.2	92.4	74.3	96.9	69.2	94.8	80.2	97	73	-	-	-	-	-	93.1	77	93	76.3	-	-	-	-	
2017年6月	95.8	77.7	95.9	78.1	92.4	79.7	97.7	67.5	94.2	81.2	95.7	77.8	-	-	104.3	65.2	-	90.4	74.2	92	75.5	114.8	30.7	-	-	
2017年7月	95.1	78.0	94.9	79.7	93.9	75.6	95.4	70.8	96.6	78	95	72.1	-	-	-	-	118.2	36.6	89.6	72.2	91.8	76.4	145	35.4	-	
2017年8月	95.4	76.8	95.3	78.3	92.1	76.5	95.2	68.8	99	76	95.4	74.7	-	-	-	-	-	90.6	70.5	91.1	76.7	108.7	53.2	-	-	
2017年9月	96.3	77.0	96.3	77.7	87.5	79.5	96.4	72	100.4	78.5	96.5	72.9	-	-	-	-	-	92.9	79.6	89.7	79.4	115.2	39.6	-	-	
2017年10月	96.6	75.8	96.8	76.1	89.7	73.6	98.1	72.1	96.3	75.7	94.8	75.9	-	-	100.3	20	-	91.1	66	93.4	79.8	105.4	96	-	-	
2017年11月	96.1	77.1	96.6	77.3	87.1	73.9	98.4	75.3	95.3	79.2	92.2	73.6	-	-	140.1	60	-	87.9	74.3	89.2	80.5	51.2	-	-	-	
2017年12月	96.9	71.3	100.1	69.8	89	75.1	95	72.8	94.4	78.6	92	72.2	-	-	0	0	-	94.8	66.9	95.3	71.4	101.1	62.5	-	-	
2018年1月	96.6	78.2	97.2	78.4	87.0	81.1	95.1	78.4	94.0	78.2	92.9	76.3	-	-	-	-	-	90.8	74.9	91.4	81.7	127.3	35.4	-	-	
2018年2月	94.9	78.2	94.4	78.1	83	81.8	94.7	71.4	91.2	82.2	93.3	73	-	-	-	-	-	89.3	75.4	93.4	80	83.8	96	-	-	
2018年3月	95.5	77.7	95.6	77.4	88.5	77.5	96	73.6	96.8	82.1	93.2	74	-	-	-	-	-	94.3	75.7	90.5	81.3	76.7	96	-	-	
2018年4月	97.8	77.3	97.8	77.8	90	80.4	98.2	70	93.3	82.3	97.3	71.6	-	-	-	-	-	92.6	80.2	88.4	78.9	86.6	72.5	-	-	
2018年5月	96.6	77.5	96.7	78.1	89.6	82.9	94.7	79.7	98.3	76.8	94.3	74.8	-	-	103.6	69.9	-	93.1	75.1	93.6	77.8	0	50	-	-	
2018年6月	94.8	76.9	95.1	76.4	84.7	82.8	95.9	64.2	95	82.2	90.9	81.7	-	-	91.1	73.2	-	94	70.2	89.8	75.4	-	-	-	-	
2018年7月	97.4	74.9	97.6	74.7	88.6	83.4	95	71.4	101.5	75.6	94.9	75.3	-	-	95.3	74.1	-	93.1	74.5	91.2	74.1	-	-	-	-	
2018年8月	97.3	74.9	97.8	73.5	87	81.1	93.9	77.5	97.3	79.9	96.1	70.1	-	-	95	79.4	-	92.8	79.9	89.1	79.3	-	-	-	-	
2018年9月	99.2	75.6	99.7	75.9	90.8	82.2	97.2	74	100	75	98.3	74.4	-	-	96.9	71										

注1：顧客損益率＝（顧客支払いプレミアム＋顧客支払いペイアウト）÷（顧客受け取りプレミアム＋顧客受け取りペイアウト）×100 損失顧客率＝損失顧客数÷取引実績口座数×100
注2：総計の顧客損益率および損失顧客率は、それぞれ会員から報告された顧客損益額、損失顧客数を集計して計算した値である。このため、会員別に記された値の平均値とは異なる。

注2：総計の顧客損益率および損失顧客率は、それぞれ会員から報告された顧客損益額、損失顧客数を集計して計算した値である。このため、会員別に記載された値の平均値とは異なる。

FINANCIAL FUTURESニュース

(平成31年1月～3月)

1. アルゼンチンの2先物取引所が合併 (PR 1月3日)

アルゼンチンの先物取引所であるRosario Futures Exchange (Rofex) とMercado a Termino de Buenos Aires (MATba) が合併して単一の取引所になる。合併手続きは5月までに完了予定。

2. SEBI、市場参加者にAI及びMLについて報告義務 (Circular 1月4日)

インド証券取引委員会 (SEBI) は、市場参加者が提供し、使用する人工知能 (AI) 及び機械学習 (ML) のアプリケーション及びシステムについて、テクノロジーの有利性が投資家に誤表示されないようにするため、四半期ごとに報告させる。

3. NFA、情報システム・セキュリティ・プログラム整備を義務付け (PR 1月7日)

全米先物協会 (NFA) は、NFA法令遵守規則第2-9条、第2-36条及び第2-49条：情報システム・セキュリティ・プログラム (ISSP) (解釈通知) を改正した。2016年3月に施行された同通知は、各会員に情報技術システムに対する攻撃のリスクに対処するISSPを整備することを義務付ける。

4. LCH、2018年の清算金額及び圧縮金額が過去最大 (PR 1月7日)

ロンドン清算会社 (LCH) において、2018年のSwapClearの清算が想定元本で1077兆ドル (前年比23%増)、圧縮が773兆ドル (同27%増) と、それぞれ過去最高を記録した。CDSClearが1.2兆ドル (同12%増)、EquityClearが11.5億取引、ForexClearが31兆ドル (同55%増) 及びRepoClearが117兆ドル (同13%増) もそれぞれ過去最大を記録した。

5. 暗号資産には、EU全体に共通する取組みが必要 (PR 1月9日)

欧州証券・市場機構 (ESMA) は、暗号資産には、投資家保護のため、EU全体に共通する取組みが必要である旨、委員会、評議会、議会等のEU各機関向けに助言を行ったことを公表した。

6. Nasdaq会員の債務不履行の原因は清算機関によるレビューの不備 (PR 1月10日)

ノルウェー金融監督機構 (FSAN) の報告によれば、9月に生じたNasdaq会員の債務不履行におけるNasdaq清算機関の取扱いの誤りは、清算機関によるレビューが不十分かつ法令非遵守であったことによる。

7. CME、SOFR先物にバンドルとパックを導入 (PR 1月10日)

シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) は、3ヵ月SOFR先物にバンドルとパックを第1四半期中に導入する。

8. Euronext、オスロ証券取引所に買収申込み（PR 1月14日）

Euronextは、オスロ証券取引所（Oslo Bors VPS）に6.25億ユーロ（1株当たりNOK145）の現金買収申込みを行った。オスロ証券取引所買収については、NasdaqがNOK152を（2月4日）、EuronextがNOK158を（2月11日）、NasdaqがNOK158を（3月4日）それぞれ提示した。

9. TriOptima、過去最高の圧縮（PR 1月24日）

TriOptimaは、2018年、LCH SwapClearで過去最高の想定元本価値250兆ドルを圧縮した。

10. Nasdaq、テクノロジーをATGに提供（PR 1月16日）

Nasdaqは、テクノロジーをスウェーデンの競馬協会・ゲーム運営者であるAB Tray och Galoppe（ATG）に提供した。

11. ATOM Group、LSEGのMillennium Exchangeを採用（PR 1月22日）

ATOM Groupは、新Atom資産取引所（AAX）における取引付け合わせエンジンためにロンドン証券取引所グループ（LSEG）のテクノロジーであるMillennium Exchangeを採用した。LSEGのテクノロジーは、LSEG、HKEX、JSE、SGX等において使用されている。

12. パナマ証券取引所、Nasdaqの新取引システムが取引開始（PR 1月23日）

パナマ証券取引所（BVP）は、新Nasdaq付合せエンジンに基づく取引システムを導入した。世界で250を超える取引所、清算機関、市場参加者、証券会社等がNasdaqの取引テクノロジーを使用している。

13. CME TraianaとHKEX OTC Clearが中央清算接続を提供（PR 1月23日）

CMEグループ（CMEG）のリスク管理部門であるTraianaが1月24日からFXデリバティブについてHKEX OTC Clearと中央清算接続を提供する。

14. ICE、Libor代替金利として米ドルICE銀行金利指数を提案（PR 1月24日）

ICE（Intercontinental Exchange）Benchmark Administrationが、1、3及び6ヵ月の無担保銀行債務に基づく米ドルベンチマーク金利をLiborの代替金利とすることを提案。提案されたICE銀行金利指数は、貸し手、借り手及び他のユーザーの短期金利ベンチマークのニーズに適合する。

15. FIAによる世界の取引所の2018年出来高集計、過去最高を記録（PR 1月25日）

先物業協会（FIA）による世界の取引所の2018年出来高集計によれば、合計は302.8億枚（前年比20.2%増）の過去最高出来高を記録した。先物は171.5億枚（同15.6%増）、オプションは131.3億枚（同26.8%増）であった。

16. CMEG、初めてFX差金決済先渡し取引を清算（PR 1月28日）

CMEGが初めてFX差金決済先渡し取引（Cash-Settled Forwards）を清算した。初めて行われた取引はユ

ーロ／米ドル取引。

17. CME Clearing、日本円現金残高徴求金利を引き上げ（PR 1月28日）

CME Clearingは、日本円現金に対する徴求金利を35ベースポイントから50ベースポイントに引き上げる。（2月1日実施）。

18. CME、SOFR（3ヵ月）先物の上場限月を拡大・延期（Notice 1月28日、29日）

CMEは、SOFR（3ヵ月）先物の上場限月を現行の20四半期月（3、6、9、12月）限月から39四半期月限月に2月24日から拡大する（1月28日）。上場限月拡大を別に通知があるまで延期する旨の通知（1月29日）。

19. NYDFS、FX不正取引でStandard Chartered Bankに罰金（PR 1月29日）

ニューヨーク金融サービス局（NYDFS）は、2003年から2013年に行われた、その顧客又は他の銀行の顧客の費用で利益最大化又は損失を最小化する、FX不正取引でStandard Chartered Bankに4000万ドルの罰金を課した。

20. LSEG、Euroclear Holdingの持株比率を10%に（PR 1月30日）

ロンドン証券取引所グループ（LSEG）は、Euroclear Holding SA/NVの株式4.92%を2.785億ユーロで買収し、役員枠を獲得し、その持株比率を10%にした。

21. CME FX LinkにCHF/USD及びNZD/USDのベース・スプレッドを追加（PR 1月30日）

CMEは、2月19日から、CME Globex電子取引基盤でのCME FX Link[※]の対象を拡大し、CHF/USD先物及びNZD/USD先物に対するスポット外国為替（FX）ベース・スプレッドを加える。

※ 店頭スポットFXとCMEグループFX先物市場との間に中央指値注文台帳を作ることで、店頭スポットFXとCMEグループFX先物を単一のスプレッド取引を通してGlobexで取引できるようにし、店頭FX市場参加者によるFX先物へのアクセスと使用をより効率的にする（会報第114号71参照）。

22. 中国、外国機関投資家による国内投資の規制緩和を提案（PR 1月31日）

中国証券規制委員会（CSRC）は、デリバティブ、債券買付、プライベート・ファンド等について、適格外国機関投資家（QFII）及び人民元（RMB）適格外国機関投資家（RQFII）[※]に認める国内証券及び先物投資の管理施策に関し、一層の外国投資を認めるための規制緩和を市中協議に付した。

※ 2011年に制定された中国本土の債券及び株式市場に直接投資するRQFII割当量を保有する外国投資家で、業務実績10年以上、証券運用資産残高（AUM）50億ドル及びTier 1資本3億ドルの商業銀行又は業務実績5年以上、証券AUM50億ドル及び資本5億ドルの証券会社等に認める政治施策

23. FCA、年1.97億ポンドを超える損失の投資詐欺について注意喚起（PR 2月6日）

英金融行為機構（FCA）は、2018年に総額1.97億ポンド、1人当たり2.9万ポンドを超える損失があったと投資詐欺について注意喚起した。株式、債券、外為及び暗号資産への投資が2018年に報告された投資詐欺の85%を占め、これらの54%（2017年の45%）がオンラインでの接触によるものであった。

24. Nasdaq、B WiseをSAI Globalに売却（PR 2月11日）

Nasdaqは、B WiseをSAI Globalに売却することで合意した。B Wiseは、1994年に設置され、2012年にNasdaqが買収した企業統治、リスク及び法令遵守（GRC）ソフトウェア・プラットフォーム。SAI Globalは、統合リスク管理所リビューションのリーダー。

25. MAS、企業統治助言委員会を設置（PR 2月12日）

シンガポール通貨庁（MAS）は、シンガポールの上場会社の中で優良な企業統治を促進するため、企業統治助言委員会（CGAC）を設置した。

26. MIA X、MIA X Emeraldの取引を開始（PR 2月12日）

マイアミ国際証券取引所（MIA X）は、3月1日にその3つ目のオプション市場となるMIA X Emeraldの取引を開始する。他の取引所は、MIA X OptionsとMIA X Pearlで、ともにETFオプションと個別株オプションを比例配分割当てとマーケット・メーカー価格決定で取引する。

27. ICE、ICE Bondsを導入（PR 2月14日）

ICEは、今日ICE Bondsを導入した。ICE Bondsは、ICEの債券執行取引基盤とともに、大きな流動性プール、複数の取引プロトコル及び膨大な幅の債券データ及び分析へのアクセスを提供する。

28. ESMA、合意無き離脱の場合には、3英国CCPを公認予定（PR 2月18日）

ESMAは、合意無き離脱の場合には、3英国CCP（LCH Limited、ICE Clear Europe Limited及びLME Clear Limited）をEMIRに基づく域外CCPとして公認し、EU内の顧客へのサービス提供を認める予定であると表明した。

29. 米取引所、取引手数料導入実験計画阻止のため、SECを訴える（PR 2月18日）

ニューヨーク証券取引所（NYSE）、Nasdaq及びCboe Global Marketsは、全米取引所制度規則（Regulation NMS）に基づく取引手数料導入実験計画（2018年12月19日公表）を阻止するため、SECを裁判所に訴えた。

30. オーストラリア議会、内部通報者保護法を可決（PR 2月21日）

オーストラリア議会は、2018年財務法改正法（内部通報者保護促進）を2019年2月19日に可決した。この改革は、会社の不正行為を報告する内部通報者に極めて改善された保護を提供する。

31. ESMAの介入措置、英国国内法の一部に（PR 2月22日）

FCAによる声明によれば、ESMAによる一般顧客向けにバイナリー・オプションの販売を禁止する及びCFDの販売を制限する臨時介入措置は、EU（離脱）法の一部として離脱日に英国国内法の一部となり、英国業者は、2019年4月の有効期間終了までESMAの措置を遵守しなければならない。

32. ECがベンチマーク規則施行に2年の移行期間（PR 2月26日）

ベンチマーク規則は、2019年12月31日から有効と設定されていたが、欧州委員会（EC）は、さらに2年遅らせ、2021年12月末とすることを決定した。EONIAやEuriborは、2021年12月末まで使用できる。

33. オンタリオ証券委員会、カナダ初の内部通報者報奨金支払い（PR 2月27日）

カナダ・オンタリオ証券委員会（OSC）は、3名の内部通報者に、カナダの証券規制機関としては初の報奨金支払いとなる、報奨金750万カナダドルを支払った。

34. CFTC、内部通報報奨金合計200万ドル超を1通報者に支払い（PR 3月4日）

CFTCは、内部通報報奨金合計200万ドル超を1通報者に支払った。CFTCは、2014年に最初の報奨金を支払って以来8500万ドルの報奨金を支払い、一方報奨金に伴う制裁金は6.75億ドル超となった。

35. Nasdaq、BRVMと新市場監視テクノロジー提供について合意（PR 3月6日）

Nasdaqは、新市場監視テクノロジー（SMARTS）の提供について西アフリカ8か国の市場をカバーするBourse Regionale des Valeurs Mobilières（BRVM）と合意した。

36. LCH、非受渡決済金利スワップに業務拡大（PR 3月12日）

LCHは、ブラジルレアル、チリペソ、コロンビアペソ、台湾ドル及びタイバーツ建ての非受渡決済金利スワップの清算を開始した。

37. CMEG、株価指数のMicro E-mini先物上場を計画（3月12日）

CMEGは、S&P500、Nasdaq100、Russell2000及びDow Jones Industrial Averageの株価指数の取引単位を1/10とするMicro E-mini先物を2019年5月に上場する計画。

38. CMEG、APIストリーミング・サービスを導入（PR 3月17日）

EBSクォント分析（旧NEX Quant Analytics）プラットフォームは、FX市場の最初のAPIストリーミング・サービスを2019年第2四半期に導入する。

39. NSE Clearing Limited、英中央銀行により公認される（PR 3月20日）

NSE Clearing Limitedが英中央銀行により域外CCPとして公認される。英国が施行期間無くEU離脱となった場合には、英国で清算業務を提供できる。

40. NSE、サイバーセキュリティ会社を買収（PR 3月22日）

印NSEの子会社NSEITがグローバルに活動するサイバーセキュリティ会社Aujas Networks Limitedを買収した。

41. FCA、英国ベンチマーク登録簿を導入（PR 3月22日）

FCAは、英国EU離脱に備え、ESMAベンチマーク登録簿に代えて英国ベンチマーク登録簿を導入する。

42. マルタ証券取引所、DBAGのT7取引テクノロジーを導入・稼働（PR 3月25日）

マルタ証券取引所は、ドイツ取引所（DBAG）のT7取引テクノロジーを導入・稼働した。

43. SEC、2内部通報者に5000万ドルの報奨金支払い（PR 3月26日）

SECは、2内部通報者に各3700万ドル及び1300万ドル、合計5000万ドルの報奨金を支払った。3700万ドルは、これまでの最大5000万ドル（2018年3月）及びそれに次ぐ3900万ドル（2018年9月）に次ぐ過去3番目に大きな金額である。SECは、2012年の最初の報奨金支払い以来、61名に3.76億ドルを支払った。

44. CFTC、日本の清算対象でないスワップの証拠金要件が同等と決定（PR 3月27日）

CFTCは、日本の清算対象でないスワップの証拠金要件に関し、ドッド・フランク法の規定と比較して同等であるとみなす決定をした。

45. MEFF、FXローリング・スポットを上場へ（PR 3月27日）

スペイン金融先物取引所（MEFF）は、FXの建玉を毎日ロールオーバーする「xRolling」の形で17外国為替通貨ペアを2019年第2四半期に上場し、店頭デリバティブ市場と競争することを目指す。

46. SGX、BidFXの20%に投資（PR 3月27日）

シンガポール取引所（SGX）は、FX取引基盤であるBidFXの20%に戦略的に投資することでFX成長を拡大する。

47. RBI、非居住者のルピー建て金利デリバティブ取引を解禁（PR 3月27日）

インド準備銀行（RBI）は、非居住者がルピー建て金利リスクへのリスク負担をヘッジするため又は他の特定の目的のために、ルピー建て金利デリバティブを取引できるようにした。

48. Nasdaq、ドイツ銀行に新市場運営テクノロジーを提供（PR 3月28日）

Nasdaqは、ドイツ銀行が開発する取引基盤にNasdaqの新市場運営テクノロジー及び業務サービスを提供する旨の約諾書に調印した、2019年第3四半期稼働の予定。

49. BIS 3年ごと中央銀行外国為替及び店頭デリバティブ市場調査を実施（PR 3月29日）

BISが1986年以後3年ごとに世界の金融機関等を対象に実施している外国為替及び店頭デリバティブ市場に関する調査を2019年4月に実施する。第12回目となる今回の調査は、世界53ヵ国、1,200を超える金融機関が参加する見込み。調査結果は、予備段階のものを2019年9月に、残高金額を2019年11月に、そして最終かつ包括的結果を2019年12月に公表する予定である。

50. FCA、バイナリー・オプションの一般投資家向け販売を無期限禁止（PR 3月29日）

FCAは、バイナリー・オプションの一般投資家向け販売を無期限で禁止すると確認した（会報第119号37参照）。4月2日施行。FCAの規則は、実質上、ESMAのそれと同じであるが、FCAは、ESMAの禁止対象から除かれている所謂証券化されたバイナリー・オプションにも適用される。証券化されたバイナリー・オプションは、現在英国内で又は英国からは販売されていない。

PR：Press Release

- ・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
 - ・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
- Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3

NBF 小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

